検討資料
H30.7.30 第１回ＦＭ戦略プラン検討委員会

横須賀市

ＦＭ戦略プラン

（骨子案）

平成 30 年（2018 年） 7 月 30 日

目　　次

第１章　計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
　１　計画の目的・期間・位置付け・対象施設・・・・・・・・・・・・1
　２　横須賀市の公共施設を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・5
第２章　公共施設の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　１　施設保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
　２　設置場所・利用者エリア別で見た現状・・・・・・・・・・・・・11
　３　機能別で見た現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
第３章　ＦＭ戦略プラン推進の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・23
　１　基本的姿勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
　２　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
第４章　施設の将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
　１　まちづくりの方向性と施設の将来像・・・・・・・・・・・・・・27
　２　カテゴリー別に見た将来像・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
第５章　公共施設の更新・再編の手法・・・・・・・・・・・・・・・・・43
　１　公共施設の更新・再編の基本的手法・・・・・・・・・・・・・・43
　２　再編手法の具体的なイメージ・・・・・・・・・・・・・・・・・45
第６章　公共施設の維持・更新費用の縮減手法・・・・・・・・・・・・・51
　１　施設整備費の縮減手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
　２　施設維持管理費の縮減手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
　３　更新費用の平準化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
　４　縮減目標等（取組みによる効果の推計）・・・・・・・・・・・・ 52
第７章　再編の牽引役となるリーディングプロジェクト・・・・・・・・・53
　　リーディングプロジェクトと該当する基本方針・・・・・・・・・54
第８章　ＦＭ戦略プランの推進手順・進捗管理・・・・・・・・・・・・・55
　１　再編・更新の検討時期・手順・・・・・・・・・・・・・・・・・55
　２　進捗管理方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56

資料編・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
　１　計画策定の経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
　２　施設カルテ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・56

≪年号表記について≫
今後、元号の変更が予定されていますが、本計画の策定時点では新元号が決まっていないため、表記の連続性および分かりやすさの観点から、和暦で表記するか所については平成の表記としました。

第１章　計画策定の目的

１　計画の目的・期間・位置付け・対象施設

（１）計画の目的

これまで本市では、人口増加に合わせたまちづくりを進め、その間多くの公共施設を整備してきましたが、近年では、人口減少・少子高齢化が急速に進行し、施設のあり方を見直す必要が生じています。

施設のあり方を見直す際には、コスト削減だけではなく、まちのにぎわいや活力を失うことにならないよう、将来に向けたまちづくりのビジョンをしっかりと持って進めることが何よりも必要となります。

本市では、希望や期待感を持つことのできるまちの実現に向けて、平成 30 年（2018 年）３月に、「横須賀再興プラン（以下「再興プラン」という。）」を定めました。

この再興プランでは、中長期的な視点で本市が目指すべき姿として、「Ⅰ 海洋都市」、「Ⅱ 音楽・スポーツ・エンターテイメント都市」、「Ⅲ 個性ある地域コミュニティのある都市」の「目指すまちづくりの３つの方向性（以下「３つの方向性」という。）」を掲げ、経済の再興と福祉の充実の両立を図り、最終的には「誰も一人にさせないまち」の実現を目指しています。

こうした、まちのグランドデザイン、特に、「Ⅱ 音楽・スポーツ・エンターテイメント都市」及び「Ⅲ 個性ある地域コミュニティのある都市」の実現を目指す際には、公共施設をどのようにしていくかについて考えていくことが大変重要となります。

再興プランにおける、このようなまちづくりに対する思い、グランドデザインの実現に向けて、公共施設の将来はどうあるべきかを定めた計画がこの「ＦＭ戦略プラン」になります。

本市のこれまでの状況を見ると、人口は、戦後から平成２年（1990 年）（43.3 万人・国勢調査）をピークとして増加を続けてきましたが、その後は減少に転じ、平成 30 年（2018 年）には 40 万人を下回る（推計人口）状況となっています。

人口増加とともに整備が進んだ本市の公共施設は、平成 30 年時点でその７割以上が建築後 30 年を経過しており、施設の耐用年数を考えると、近い将来、多額の更新費用が必要となってきます。

このような背景を踏まえ、主に施設面積の縮減による財政負担軽減を目指した「施設配置適正化計画」を平成 27 年（2015 年）に定め、施設のあり方について検討を重ねてきました。しかし、この計画ではまちづくりの視点が欠けていたこともあり、「縮減」ばかりがクローズアップされ、市民の理解を得ることができませんでした。この反省から、原点に立ち返って、まちづ

くりの視点から施設のあり方を考えることが最も重要だと捉え、「ＦＭ戦略プラン」を策定しました。

本計画では、再興プランで掲げた３つの方向性に繋がるまちづくりが推進されるよう、公共施設に対する基本的な考え方を示すとともに、長期的な施設の更新・再編のあり方や中期的な取組みなどを示し、公共施設の将来像を明らかにしていきます。

（２）計画の期間

本計画は、平成 31 年度（2019 年度）～平成 41 年度（2029 年度）の 11 年間を計画期間とします。

公共施設の将来像を示し、その実現を図るためには、超長期での取組みが必要となります。しかし、現時点で超長期間の人口推移や市民ニーズの変化を正確に予測することは困難なため、まずは基本的な方針を定め、その方針を具体化する取組み（リーディングプロジェクト）をこの 11 年間の計画に位置付けていきます。

そして、計画期間中の取組みの成果や課題を踏まえた上で、平成 41 年度(2029 年度)以降の次期計画でさらなる取組みを行っていくこととします。

【図１－１　計画期間】

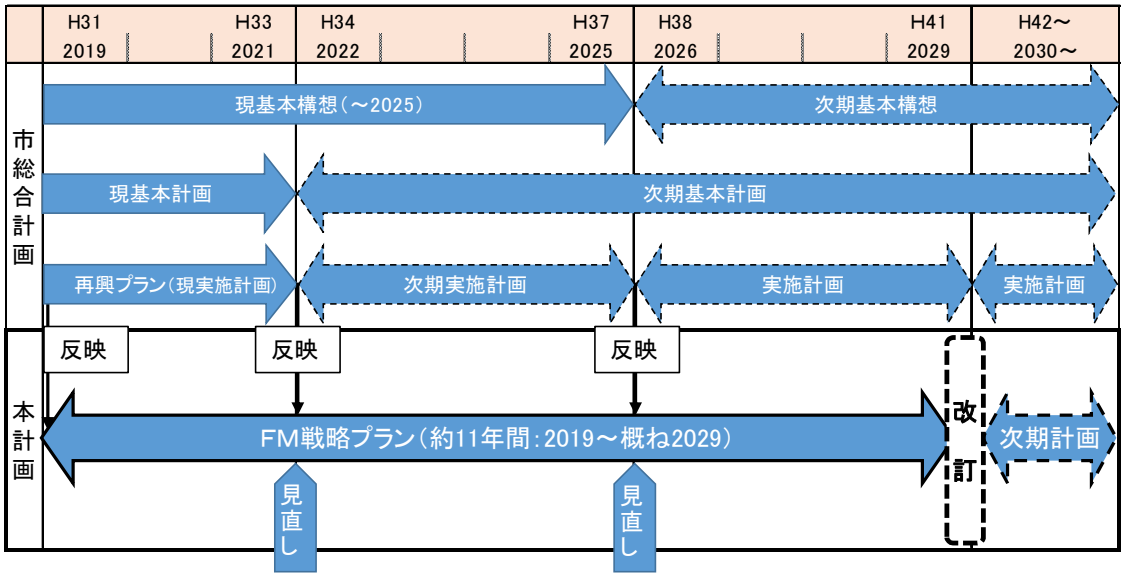

（３）計画の位置付け

本計画は、インフラを含むすべての公共施設の行動計画である「公共施設等総合管理計画」の下位計画に位置付けられる、建物についての個別計画となります。

【図１－２　計画の位置付け】

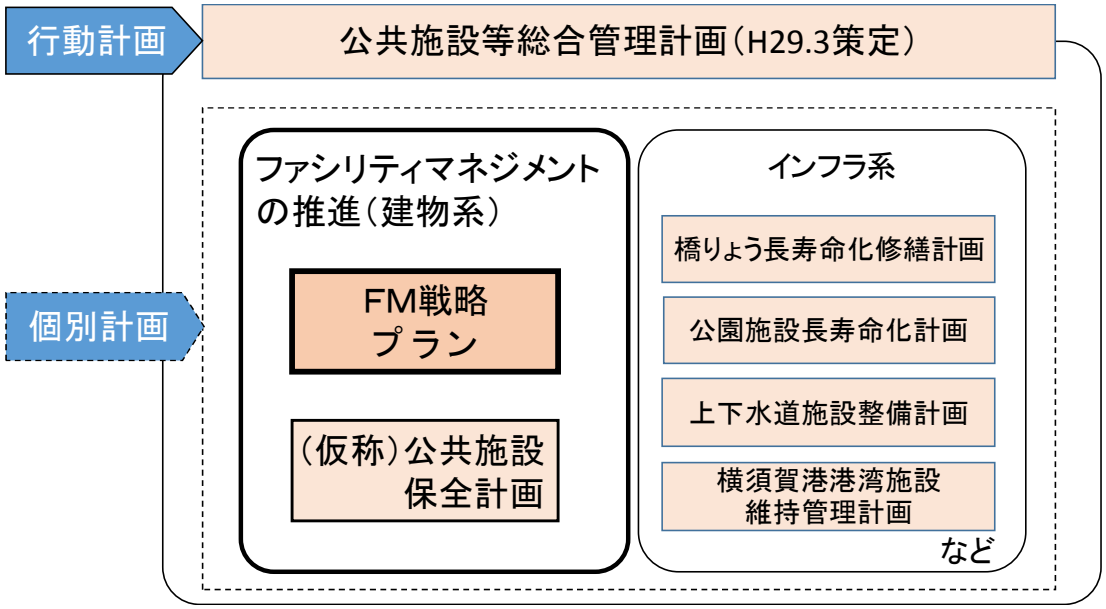

（４）対象施設

本計画では、市保有建物のうち、財政面への影響が大きい床面積 50 ㎡以上で、市民生活に影響があるものを対象施設とします。

平成 28 年度末現在における、本市が保有する床面積 50 ㎡以上の施設は 340 施設、総延床面積は約 125 万㎡となっています（上下水道局所管の建物、用途廃止した建物等を除きます。）。

会計別では、一般会計、特別会計公園墓地事業費、病院事業会計の建物が対象であり、既に独自の計画を策定済みの水道事業会計、下水道事業会計の建物は対象外です。

こうした会計別の対象外の建物を除外するとともに、倉庫や専ら業務使用となっている施設など市民生活への影響が少ない施設は対象外とします。

その結果、対象施設は以下のとおりとなります。

【表１－１　本計画の対象施設（平成 28 年度末現在】

対象施設数	対象面積
307 施設	1,169,083.17 ㎡

【表１－２　会計別の計画対象施設一覧】

会計の別		施設保有	計画対象	対象外の理由等
１　一般会計		○	○	
２　特別会計	国民健康保険費	×	―	
	公園墓地事業費	○	○	
	介護保険費	×	―	
	母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	×	―	
	公債管理費	×	―	
	後期高齢者医療費	×	―	
３　企業会計	水道事業会計	○	×	インフラ系の個別計画が別途あるため
	下水道事業会計	○	×	
	病院事業会計	○	○	

２　横須賀市の公共施設を取り巻く現状と課題

（１）　人口推移

国勢調査の結果によると、本市の人口は平成２年（1990 年）の 433,358 人をピークに減少しており、平成 27 年（2015 年）では、406,586 人となっています。

将来人口推計によると、総人口は、平成 52 年（2040 年）には約 31.2 万人になると予測されています。また少子高齢化が進展し、同年には、年少人口割合は 9.2%、生産年齢人口割合は 53.2%まで減少し、老年人口割合は 37.6%まで上昇すると予測されています。

本市の公共施設の多くは、人口のピークや当時の年齢構成を基準として整備されていますので、今後の人口減少や年齢構成に合った施設のあり方を考えていく必要があります。

【図１－３　全市的な人口推移（年齢３区分人口の推移）】

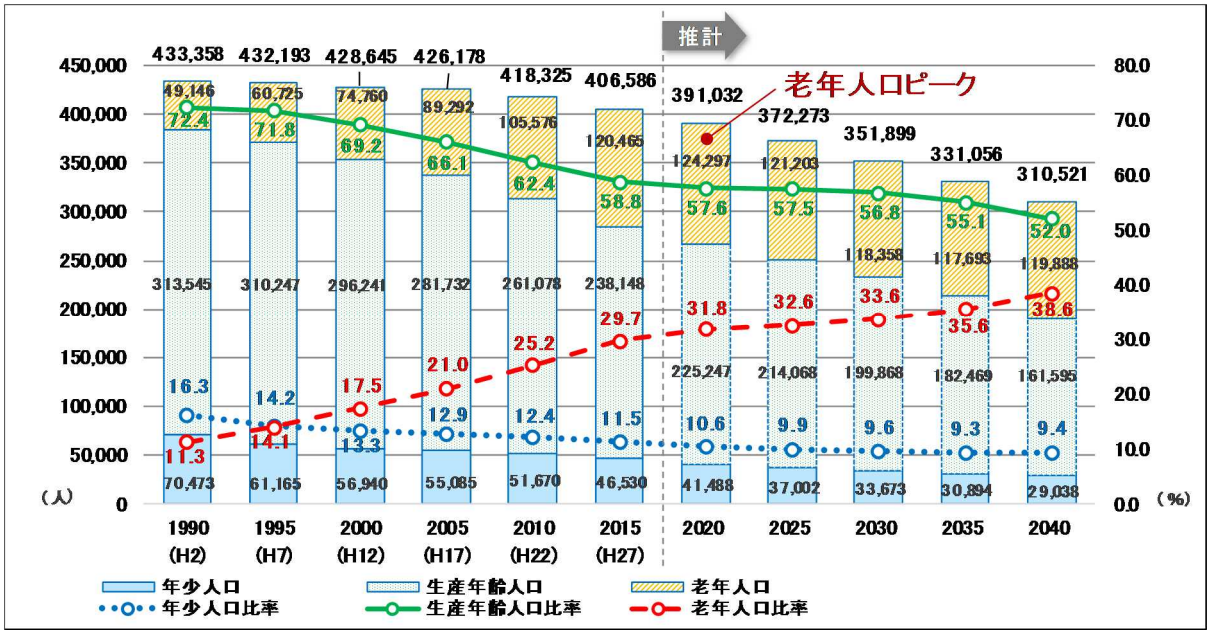

（２）公共施設の更新に係る中長期的な経費見込み

平成 29 年(2017 年）３月に策定した「横須賀市公共施設等総合管理計画」において、平成 29 年度（2017 年度）～平成 64 年度（2052 年度）の 36 年間の公共施設における更新及び大規模改修に必要となる費用を総額 3,078 億円、年平均約 85.5 億円と試算しています。

直近５年間（平成 26 年度（2014 年度）～平成 30 年度（2018 年度））の施設更新に係る予算の平均額は、約 76.1 億円となりますが、平成 29・30 年度予算に、ごみ処理施設建設関連の事業費が計 112 億円ほど含まれているため、直近５年間の平均値が特例的に押し上げられています。

このため、その２か年を除いた直近５か年となる平成24年度(2012年度)～平成28年度（2016年度）を基準とし、推計との比較をしたものが「図１－４」となりますが、試算結果と予算の平均額約59.6億円とを比較すると、約25.9億円、約30%不足するという推計結果になります。

【図１－４　将来更新費用推計（公共施設等総合管理計画より抜粋)】

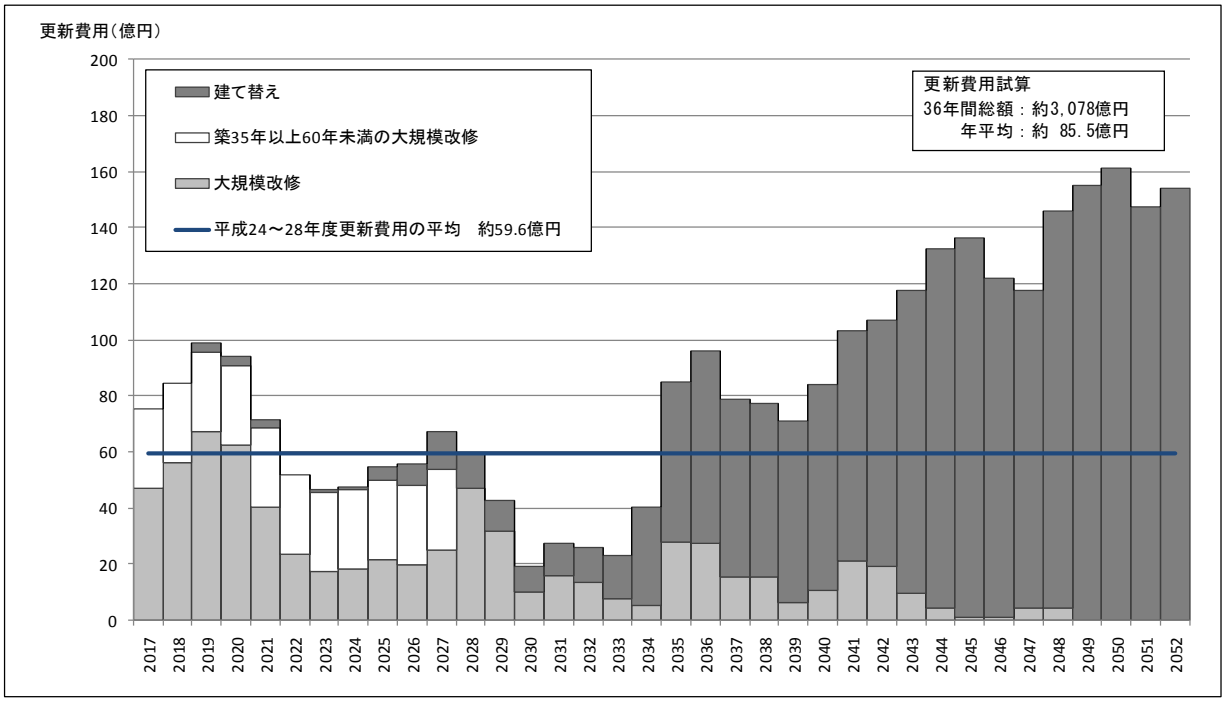

平成46年度（2034年度）までは、概ねこの平均値の範囲内で更新費用を賄える見込みですが、本格的に施設の更新が始まる平成47年度(2035年度)以降は、この額を超える費用が必要になると見込まれます。

まちづくりの視点に基づく公共施設のあり方を考える際には、将来的に増加が見込まれる費用についても考慮していく必要があます。

第２章　公共施設の現状

公共施設については、これまでその設置目的により、教育・福祉・文化などのジャンルによって設置・整理されてきました。

こうした現状を把握するため、公共施設の種別、保有量、築年数、配置状況を以下のとおり、整理することとします。

１　施設保有状況

（１）保有面積、施設数の状況

【表２－１　施設種別ごとの保有面積・施設数（平成 28 年度末現在）】

分類	施設種別	面積			施設数		
		面積(㎡)	当プラン対象施設	割合(%)	施設数	当プラン対象施設	割合(%)
市民文化系施設	集会施設	40,560.14	40,560.14	3.2%	40	40	11.8%
	文化施設	34,226.60	34,226.60	2.7%	3	3	0.9%
社会教育系施設	図書館	7,644.43	7,644.43	0.6%	4	4	1.2%
	博物館等	25,786.01	25,786.01	2.1%	6	6	1.8%
ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ系施設	スポーツ施設	41,195.42	41,195.42	3.3%	21	21	6.2%
	レクリエーション・観光施設	11,301.05	11,301.05	0.9%	4	4	1.2%
産業系施設	産業系施設	9,604.95	8,901.16	0.8%	4	3	1.2%
学校教育系施設	学校	540,255.12	540,255.12	43.1%	74	74	21.8%
子育て支援施設	幼稚園･保育園	6,980.48	6,980.48	0.6%	13	13	3.8%
保健･福祉施設	高齢福祉施設	7,366.91	7,366.91	0.6%	12	12	3.5%
	障害福祉施設	3,217.15	3,217.15	0.3%	2	2	0.6%
	児童福祉施設	4,095.94	4,095.94	0.3%	1	1	0.3%
	保健施設	12,942.03	12,942.03	1.0%	8	8	2.4%
	その他社会福祉施設	12,816.68	12,816.68	1.0%	1	1	0.3%
医療施設	医療施設	1,895.27	1,895.27	0.2%	1	1	0.3%
行政系施設	庁舎等	52,646.98	51,626.68	4.2%	14	12	4.1%
	消防施設	21,938.23	19,196.63	1.8%	51	48	15.0%
	その他行政系施設	15,778.57	1,797.87	1.3%	16	1	4.7%
公営住宅	市営住宅	269,651.67	269,651.67	21.5%	31	31	9.1%
公園	公園	5,385.04	5,385.04	0.4%	11	11	3.2%
供給処理施設	供給処理施設	43,035.46	0	3.4%	4	0	1.2%
その他	その他	34,013.83	12,147.31	2.7%	17	9	5.0%
病院施設（病院会計）	病院施設(病院会計)	50,093.58	50,093.58	4.0%	2	2	0.6%
合計		1,252,431.54	1,169,083.17	100.0%	340	307	100.0%

※上記は市保有建物のうち、床面積 50 ㎡以上のものについて記載

種別ごとの面積は、学校（43.1%）が最も多く、次いで市営住宅（21.5%）となっており、この２種別だけで全種別の６割超を占めています。

【図２－１　施設種別ごとの面積の割合】

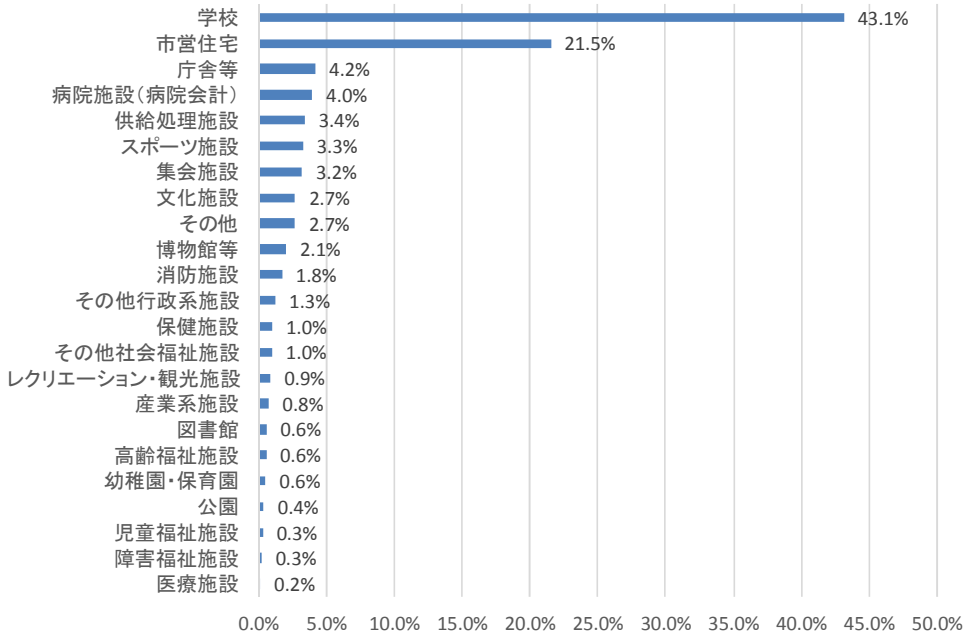

種別ごとの施設数については、学校（21.8%）が最も多く、次いで消防施設（15.0%）、集会施設（11.8%）となっており、面積と施設数の割合の傾向は必ずしも一致していません。

【図２－２　施設種別ごとの施設数の割合】

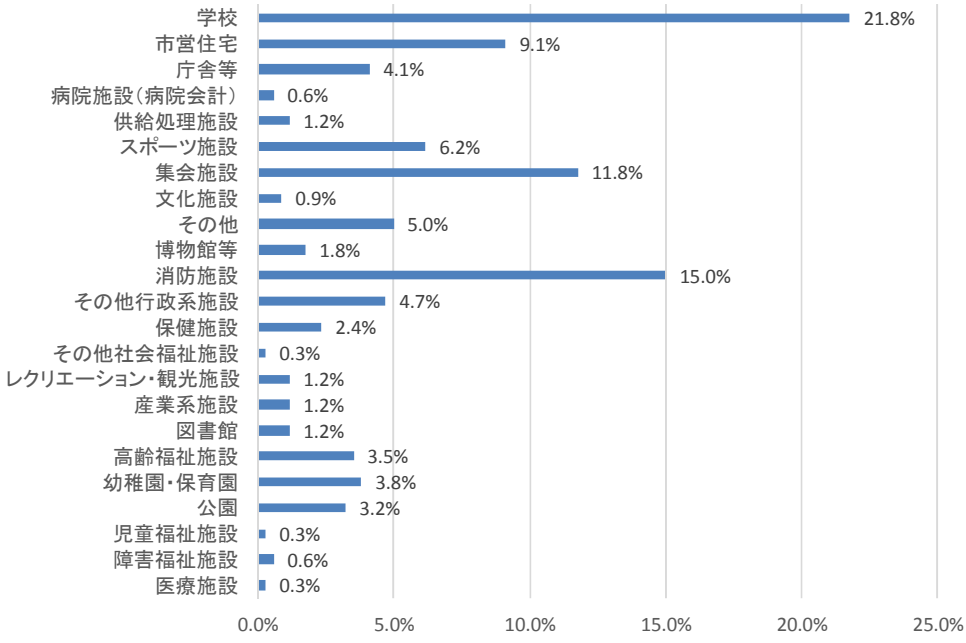

（２）築年別施設整備状況

築年別の整備面積は、昭和 59 年度（1984 年度（62,806.14 ㎡））をピークとして、1970 年代半ばから 1980 年代半ばにかけて多くの施設が整備されています。

平成 30 年（2018 年）時点で、昭和 52 年（1977 年）以前に建築した築 40 年以上の施設は、全体の 34.80％、昭和 62 年（1987 年）以前に建築した築 30 年以上の施設は、全体の 70.17％を占めています。

新耐震基準の昭和 57 年（1982 年）より前に整備された施設は、全体の 49.64％となっていますが、本市では、学校をはじめとして、不特定多数の利用者がいる施設については、改修などにより既に耐震性を有しています。

また、築年別の整備棟数については、昭和 55 年度（1980 年度（50 棟））が最も多いものの、全般的な傾向は、整備面積の状況と大きな違いはありません。

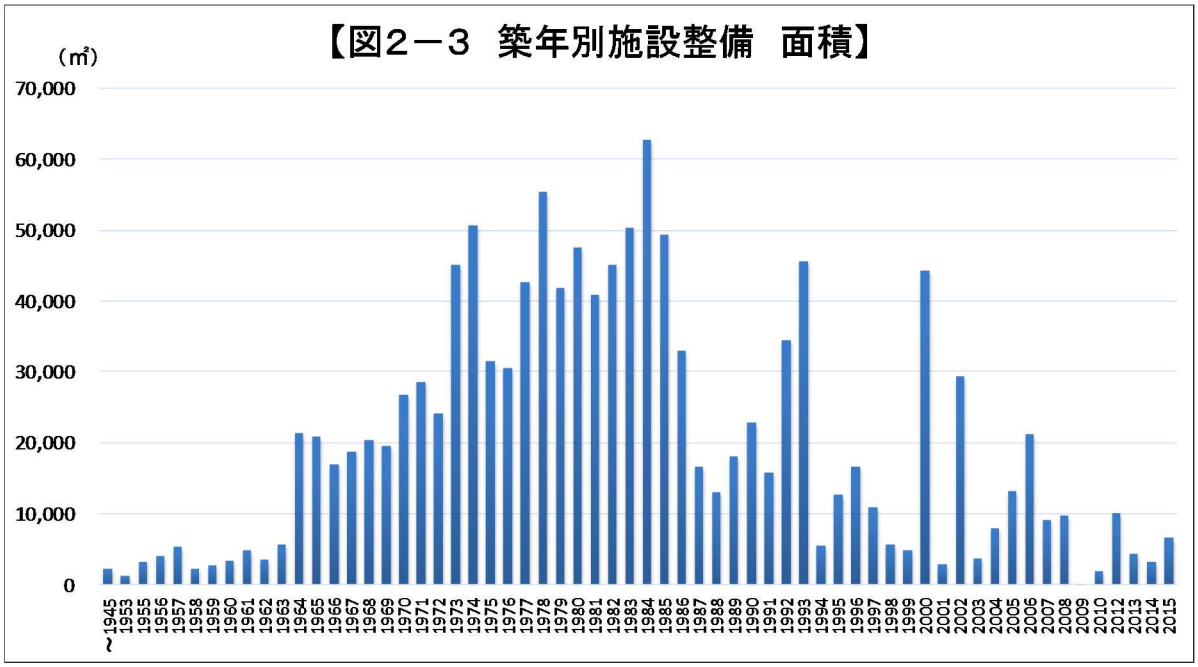
【図２－３　築年別施設整備　面積】
（㎡）
70,000
60,000
50,000
40,000
30,000
20,000
10,000
0
1945～1953
1954
1955
1956
1957
1958
1959
1960
1961
1962
1963
1964
1965
1966
1967
1968
1969
1970
1971
1972
1973
1974
1975
1976
1977
1978
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2010
2012
2013
2014
2015

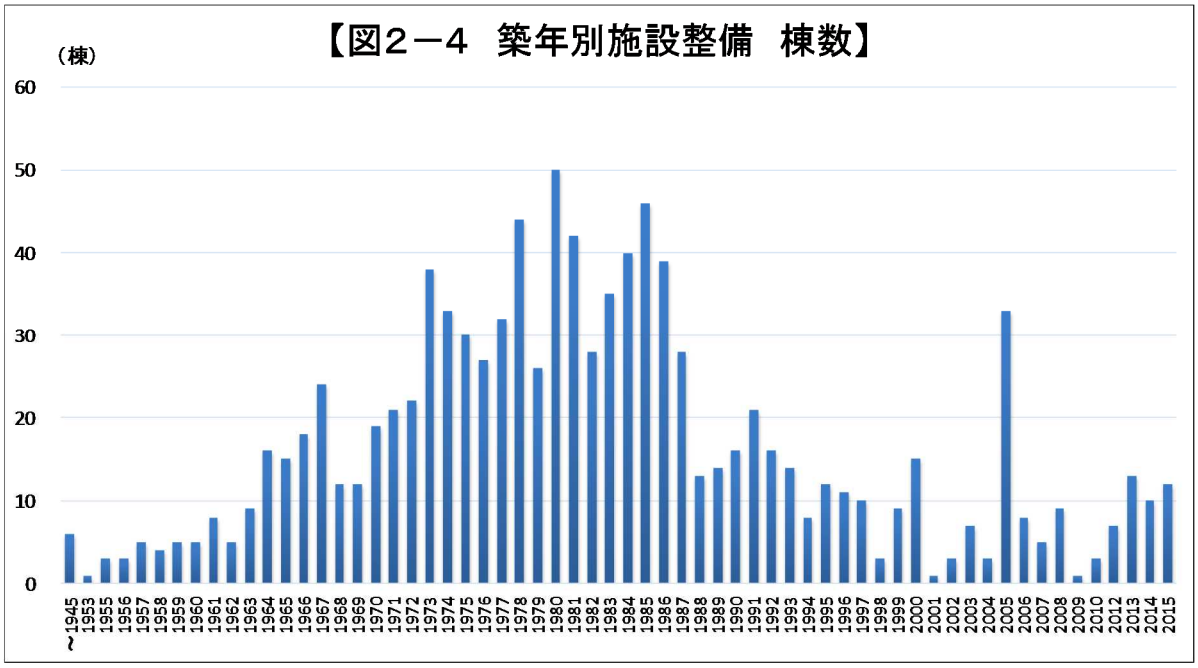
【図２－４　築年別施設整備　棟数】
（棟）
60
50
40
30
20
10
0
1945～1953
1954
1955
1956
1957
1958
1959
1960
1961
1962
1963
1964
1965
1966
1967
1968
1969
1970
1971
1972
1973
1974
1975
1976
1977
1978
1979
1980
1981
1982
1983
1984
1985
1986
1987
1988
1989
1990
1991
1992
1993
1994
1995
1996
1997
1998
1999
2000
2001
2002
2003
2004
2005
2006
2007
2008
2009
2010
2012
2013
2014
2015

２　設置場所・利用者エリア別で見た現状

本市は、三方を海に囲まれ複数の丘陵地により平野部が分断されている地勢や、鉄道駅が東京湾側に集中している等の地理的な特徴があります。こうした特徴を背景に、同じ市内であっても、まちの形成状況に大きな違いがあります。

また、まちの機能の一部である公共施設についても、このようなまちの形成状況の他、施設の性格や市民ニーズ等に応じて、市内で１か所だけ設置されているものから、身近な地域に複数設置されているものまで、施設によってその設置状況は大きく異なります。

公共施設の現状を把握するためには、施設の種類と併せて、どの範囲からの利用を想定しているのかについても大事な視点です。

このため、各施設を、全市からの利用者を想定している「全市利用施設」、都市計画マスタープランで区分された東西南北の４地域に区分した利用者を想定している「大エリア施設」、さらに身近な地域である行政センター管区以下の地域からの利用者を想定している「中エリア施設」の３つに分類して、現状の施設を整理します。

（１）全市利用施設

設置場所	・概ね全市域に１か所設置
利用者エリア	・全市域の住民等
施設例	・総合福祉会館　・勤労福祉会館 ・産業交流プラザ　・生涯学習センター ・芸術劇場　・文化会館 ・はまゆう会館　・青少年会館
配置の傾向	・交通利便性が高い本庁及び逸見地区に多く配置されている。

（２）大エリア施設

設置場所	・概ね北、東、南、西の各地域※を単位に設置 ※都市計画マスタープランにおいて区分された４地域 北：追浜、田浦　東：本庁、逸見、衣笠、大津 南：浦賀、久里浜、北下浦　西：西（大楠、武山、長井）
利用者エリア	・概ね市域を北、東、南、西に分けた各地域の住民等
施設例	・図書館　４施設（北、中央、児童、南） ・体育会館　４施設（北、総合、南、西） ・健康福祉センター　４施設（北、中央、南、西）
配置の傾向	・４地域の中でも拠点となる地区（追浜、本庁、久里浜、大楠）に多く配置されている。

（３）中エリア施設

設置場所	・概ね各行政センター管区以下を単位に設置
利用者エリア	・概ね各行政センター管区の住民等
施設例	・コミュニティセンター　22 施設（分館等含む） ・老人福祉センター、老人憩いの家　７施設 ・青少年の家　14 施設 ・小学校　46 施設 ・中学校　23 施設
配置の傾向	・コミュニティセンターや小・中学校は各地区に複数配置されている。 ・老人福祉センター、老人憩いの家及び青少年の家は一部地区に配置されている。

公共施設 設置場所・利用者エリア別一覧

利用者エリア		設置場所					
		施設名					
全市利用施設	庁舎等				市役所本庁舎 はぐくみかん 児童相談所 消防局庁舎		
	社会教育施設等		田浦青少年自然の家	ｳｪﾙｼﾃｨ市民プラザ 生涯学習センター	勤労福祉会館 ﾍﾞｲｽｸｴｱよこすか一番館 横須賀芸術劇場 産業交流プラザ 市民活動サポートセンター 青少年会館 文化会館 自然・人文博物館	はまゆう会館	馬堀自然教育園
	公園等				ヴェルニー公園 猿島公園 三笠公園 市役所前公園 うみかぜ公園 海辺つり公園	しょうぶ園 衣笠山公園	根岸公園
	その他			保健所	中央斎場 デュオよこすか 消費生活センター 看護専門学校	公園墓地	
	病院医療保健福祉	動物愛護センター			総合福祉会館 うわまち病院 救急医療センター 療育相談センター 健康安全科学センター 点字図書館		
大エリア施設（北・東・南・西）	設置エリア	北				東	
	図書館	追浜文化センター 北図書館			中央図書館 児童図書館		
	体育会館	北体育会館			総合体育会館（メイン） 総合体育会館（サブ）		
	屋内プール	北体育会館（プール）		健康増進センター	総合体育会館（プール）		
	運動公園	追浜公園			不入斗公園 はまゆう公園		大津公園
	健康福祉センター		北健康福祉センター	中央健康福祉センター			
中エリア施設（行政センター管区）	設置エリア	追浜	田浦	逸見	本庁	衣笠	大津
	コミセン（行政センター）	追浜コミセン北館 追浜コミセン 追浜コミセン南館 追浜行政センター	田浦コミセン 長浦コミセン 田浦行政センター	逸見コミセン 逸見行政センター	三春コミセン 坂本コミセン 安浦コミセン 本町コミセン	衣笠コミセン 池上市民プラザ 池上コミセン 衣笠行政センター	大津コミセン 大津行政センター
	青少年の家	追浜青少年の家		逸見青少年の家	坂本青少年の家	本公郷青少年の家 森崎青少年の家 衣笠青少年の家 池上青少年の家	大津青少年の家
	老人福祉センター 老人憩いの家		船越老人福祉C		本町老人福祉C	池上老人福祉C 公郷老人憩いの家	
	老人デイ	鷹取老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽC			本町老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽC		
	幼稚園				諏訪幼稚園		
	保育園	追浜保育園	田浦保育園 船越保育園	逸見保育園	鶴が丘保育園 上町保育園	森崎保育園	
	公園プール	湘南鷹取5丁目第2公園（プール）					馬堀海岸公園（プール） 【再掲】根岸公園（プール）
	駐輪場	追浜駅第1自転車等駐車場 追浜駅第2自転車等駐車場			横須賀中央駅第1自転車等駐車場 横須賀中央駅第2自転車等駐車場		
	市営住宅					市営住宅	
	消防	（北）追浜出張所 第9分団	北消防署 第6分団 第7分団 第8分団	（北）長浦出張所 第4分団　第5分団	中央消防署 （中央）坂本出張所 （中央）三春出張所 第1分団　第2分団 第3分団 第12分団	南消防署 （中央）平作出張所 第11分団	
学校施設等	小学校	夏島小 追浜小 浦郷小 鷹取小	田浦小 船越小	逸見小 沢山小 長浦小	豊島小　鶴久保小 田戸小　桜小 汐入小　諏訪小 山崎小	衣笠小　池上小 城北小　大矢部小 公郷小 森崎小	根岸小　望洋小 大津小　大塚台小 馬堀小 走水小
	中学校ほか	追浜中 鷹取中	田浦中		坂本中 不入斗中 常葉中　ゆうゆう坂本相談教室	池上中　大矢部中 公郷中 衣笠中　ろう学校	馬堀中 大津中

設　置　場　所

施　設　名

同一建物内にある場合の表記

横須賀美術館		万代会館 長岡半太郎記念館・ 若山牧水資料館		天神島ビジターセンター	
	くりはま花の国 ペリー公園	光の丘水辺公園	武山休憩所	大楠山休憩所	ソレイユの丘
	教育研究所				
		福祉援護センター		市民病院	

南			西		
	南図書館				
	南体育会館			西体育会館	
	くりはま花の国プール			佐島の丘温水プール	
	佐原2丁目公園	光の丘公園	西公園	湘南国際村西公園	
	南健康福祉センター			西健康福祉センター	

浦　賀	久里浜	北下浦	西		
			武　山	大　楠	長　井
浦賀コミセン 浦賀コミセン分館 鴨居コミセン	久里浜コミセン 岩戸コミセン	北下浦コミセン 北下浦市民プラザ 北下浦コミセン		西コミセン	長井コミセン
浦賀行政センター	久里浜行政センター	北下浦行政センター	武山市民プラザ 武山コミセン	西行政センター	
浦賀青少年の家 鴨居青少年の家	久里浜青少年の家	北下浦青少年の家	武山青少年の家	大楠青少年の家	
				秋谷老人福祉C	
鴨居老人福祉C 鴨居老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽC	栗田老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽC	北下浦老人福祉C 北下浦老人ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽC			
				大楠幼稚園	
鴨居保育園	ハイランド保育園	津久井保育園	武山保育園		
浦賀7丁目公園（プール）	久里浜公園（プール）	長沢村岡公園（プール）			富浦公園（プール）
浦賀駅第2自転車等駐車場	久里浜駅自転車等駐車場				
全31施設					
（南）浦賀出張所 第15分団 第16分団	（南）久里浜出張所 第37分団　第38分団 第39分団　第40分団 第41分団	（南）野比出張所 第18分団 第19分団（2班） 第20分団（2班）	第21分団　第22分団 第23分団　第24分団 第25分団	（南）湘南国際村出張所 （南）西分署 第26分団　第27分団 第28分団　第29分団 第30分団	第31分団　第32分団 第33分団（2班、3班） 第35分団 第36分団（1班、2班）
浦賀小 鴨居小 高坂小 小原台小	明浜小 久里浜小 神明小 岩戸小	北下浦小 津久井小 野比小 野比東小	富士見小 武山小	大楠小 荻野小	長井小
鴨居中 浦賀中	久里浜中 神明中　総合高校 岩戸中　養護学校	北下浦中 野比中 長沢中	武山中	大楠中	長井中

3　機能別で見た現状

これまでは、施設別に設置目的を定めたり、対象年齢層を定めたりするなど、特定の使用方法を想定して施設を設置してきましたが、実際には、それらの前提に捉われない利用がされています。

こうした状況を把握するため、施設の実際の使われ方から、各公共施設の持つ主な機能について整理し、利用者エリア別で分析しました。

（1）利用者エリア別で見た分析

① 全市利用施設

施設が持つ主な機能により分類すると、全市利用施設では以下のようになります。

主な機能	施　設　名
貸　室	総合福祉会館 勤労福祉会館 産業交流プラザ 生涯学習センター 青少年会館 万代会館
生涯学習	生涯学習センター 勤労福祉会館 産業交流プラザ
ホール	勤労福祉会館 青少年会館 芸術劇場 文化会館 はまゆう会館
美術館	横須賀美術館
博物館等	自然・人文博物館 馬堀・自然教育園 天神島ビジターセンター 長岡半太郎記念館・若山牧水資料館
教　育	学校（総合高校、ろう学校、養護学校） ゆうゆう坂本相談教室 教育研究所 看護専門学校
レクリエーション	田浦青少年自然の家 公園（ソレイユの丘、くりはま花の国 猿島公園など13施設） 休憩所（２施設）
病　院 医　療	病院（うわまち病院・市民病院の２施設） 救急医療センター
保　健 福　祉	点字図書館 福祉援護センター 保健所 健康安全科学センター 動物愛護センター
子育て支援	療育相談センター
市民活動支援	市民活動サポートセンター
斎　場	中央斎場
墓　地	公園墓地
行　政	本庁舎 はぐくみかん 児童相談所 消防局庁舎 デュオよこすか 消費生活センター

設置目的が異なる施設間で、類似・重複した機能がある（同様の使い方がされている）

施設ごとに固有の機能（使い方）があり、左記施設間で、機能（使い方）の重複はない

全市利用施設では、市域に一つしかない施設が多く、その施設固有の機能を有しているものが多いため、ここでは、機能が類似・重複している、貸室・ホール機能を有する施設について、整理します。

ア 対象施設と使用者・使用方法・機能（貸室・生涯学習・ホール）

施　設　名	主な使用者	主な使用方法	施設の持つ主な機能							
			貸　　室						生涯学習	ホール
			集会イベント	会議サークル	軽運動	文化芸術	音楽	図書		
総合福祉会館	市民 （高齢者） （障害者）	集会・イベント、会議、サークル活動、軽運動等	○	○	○		○			
勤労福祉会館	市民 市民団体 企業	講演会、説明会、会議、学習・講座、文化芸術活動、サークル活動、軽運動等	○	○	○	○	○		○	○
産業交流プラザ	市民 市民団体 企業	集会・イベント(展示会、販売等)、会議、学習・講座、軽運動等	○	○	○	○			○	
生涯学習センター	市民 市民団体 企業	集会・イベント、軽運動、会議、学習・講座、文化芸術活動、音楽活動等、図書閲覧・貸出	○	○	○	○	○	○	○	
万代会館	市民 市民団体	集会・イベント、会議、文化芸術活動等	○	○		○				
青少年会館	市民団体	演劇活動、音楽活動、軽運動、会議、文化芸術活動等		○	○	○	○			○
芸術劇場	興行主催者 文化団体	コンサート、各種発表等の開催等								○
文化会館	文化団体 市民団体	コンサート、各種発表等の開催、文化芸術活動等		○		○				○
はまゆう会館	文化団体 市民団体	コンサート、各種発表等の開催、文化芸術活動等		○		○				○

※軽運動：ダンス、ヨガ、体操等の簡易な運動

イ 機能分析

・設置目的は施設ごとに異なるが、実際の使用方法から機能を分類すると、多くの施設で機能が重複している。

・大きく区分して、汎用性のあるスペースで多用途な運用ができる貸室機能、施設形態は貸室と同様である生涯学習機能、特殊な設備が必要なホール機能の３つに分類される。

【貸室機能】

・市民や市民団体、企業等が、イベント、集会、会議、文化芸術活動等を実施する機能を有している。

【生涯学習機能】

・学習・講座を実施しており、貸室よりも社会教育的な要素がある。

【ホール機能】

・コンサートや演劇等の開催に関する機能を有している。

・興行的な使用方法、市民活動的な使用方法の双方がある。

② 大エリア

全市エリアと同様に、大エリア施設が持つ主な機能を分類すると、以下のようになります。

主な機能	施 設 名
図　書　館	図書館（4施設）
スポーツ （屋内運動施設等）	体育会館（5施設） 健康増進センター
スポーツ （屋内プール）	体育会館プール（4施設） 健康増進センター
スポーツ （屋外運動施設附帯機能）	運動公園施設（8施設）
子育て支援	健康福祉センター（4施設）

いずれも施設ごとに固有の機能（使い方）があり、左記施設間で機能（使い方）の重複はない

大エリア施設では、いずれも、その施設固有の機能を有しており、それぞれの施設を各地域に分散して設置しています。

なお、図書館機能やスポーツ機能については、全市エリアや中エリアでも同様の機能を有している施設があるため、後述の「**（２）全てのエリアで見た分析**」で、その関係性を整理します。

③ 中エリア

全市エリアと同様に、中エリア施設が持つ主な機能を分類すると、以下のようになります。

主な機能	施 設 名
貸　室	コミュニティセンター（22施設） 学校【校舎・体育館開放】 （小学校46施設） （中学校23施設）
居場所	老人福祉センター（７施設） 青少年の家（14施設）
スポーツ （屋外プール）	学校【プール開放】 （小学校33施設） （中学校18施設） 公園プール（6施設）
スポーツ	学校【体育館開放】 （小学校46施設） （中学校23施設）
教　育	学校（小学校46施設） （中学校23施設）
生涯学習	コミュニティセンター（22施設）
子育て支援	保育園（11施設） 幼稚園（２施設）
保健福祉	老人デイサービスセンター（５施設）
行　政	行政センター（９施設） 消防署（出張所含む・13施設） 消防団（35施設）
住　宅	市営住宅（31施設）
その他	自転車等駐車場（６施設）

設置目的が異なる施設間で、類似・重複した機能がある（同様の使い方がされている）

施設ごとに固有の機能（使い方）があり、左記施設間で、機能（使い方）の重複はない

中エリア施設では、学校や市営住宅など、その施設固有の機能を有しているものが多いため、ここでは、機能が類似・重複している、貸室・居場所機能を有する施設について、整理します。

ア 対象施設と使用者・使用方法・機能

施 設 名	主な使用者	主な使用方法	施設の持つ主な機能								
			貸室						生涯学習	居場所	屋外プール
			集会イベント	会議サークル	軽運動	文化芸術	音楽	図書			
コミュニティセンター（22施設）	市民団体 地縁団体	集会・イベント、会議、学習・講座、軽運動、文化芸術活動、音楽活動、図書閲覧・貸出	○	○	○	○	○	○	○		
老人福祉センター（7施設）	市民 （高齢者）	学習、創作、 休息、余暇活動等		○		○				○	
青少年の家（14施設）	市民 （青少年優先） 市民団体	軽運動、会議・学習、音楽練習、余暇活動等		○	○	○	○			○	
学　校 【校舎・体育館開放】 （小学校46施設） （中学校23施設）	市民 市民団体	会議・学習、音楽活動、文化芸術活動、軽運動等		○	○	○	○				
学　校 【プール開放】 （小学校33施設） （中学校18施設）	市民 市民団体	水泳									○
公園プール（6施設）	市民 市民団体	水泳									○

イ 機能分析

・中エリア施設は、それぞれが地域コミュニティの形成に寄与する施設であるが、目的別に分散して設置されており、一部施設では高齢者や青少年など特定世代の居場所となっている。
・実際の使われ方を見ると、一部機能が施設間で重複している一方で、利用時間の単位や使用料などの条件に差異がある。
・主に地縁団体の利用等では施設の周辺の住民が対象だが、サークル等の活動では、施設周辺以外のエリアからの利用も見られる。
・屋外プールの一部では、学校開放と公園プールで機能が重複する。

【コミュニティセンターが持つ機能】
・集会・イベント、会議・学習、軽運動、文化芸術活動、音楽活動、図書の閲覧・貸出（図書館のサテライト機能）を有している。

【老人福祉センターが持つ機能】
・学習、創作活動を行う機能に加えて、高齢者の居場所となる機能を有している。

【青少年の家が持つ機能】
・会議・学習、軽運動、文化芸術活動を行う機能に加えて、青少年の居場所となる機能を有している。

【学校（校舎・体育館開放）が持つ機能】
・一部学校施設では、学校教育に支障のない範囲で校舎の一部（和室、会議室、ミーティングルーム、多目的室等）を開放しており、会議・学習、軽運動、文化芸術活動、音楽活動の機能を有している。
また、小中学校の体育館を開放し、軽運動の機能を有している。

（２）全てのエリアで見た分析

利用エリアごとに機能を整理しましたが、すべてのエリアを合わせて見ると、下記のように同じ機能として分類されているものもあります。

これらの機能については、下記のように整理をしました。

① 貸室機能（集会・イベント、会議・サークル、軽運動、文化芸術、音楽活動）

・全市利用施設と中エリア施設では、分類上貸室として多くの機能が重複している。
・全市利用施設は、市域に一つ設置されていることから、主に市内全域から利用者が集まることが想定される施設であり、多数の人が集まる活動や地域を越えた活動に使用されている。
・中エリア施設は、各地区に設置されているため、主に施設周辺の住民や団体が使用しており、地域での活動の場となっている。

② スポーツ機能

・体育会館及び運動公園では、本格的なスポーツを行う機能や、大会等の開催に必要な機能を有しており、より軽易な運動は、貸室機能を持つ施設でも行うことができる。
・プールは、屋内外を合わせると市内全域に設置されている。
・プールやトレーニング施設については、民間のスポーツジム等との一部機能重複がある。

③ 図書館（室）機能

・全市エリアの生涯学習センター、大エリアの図書館、中エリアのコミュニティセンターでは、それぞれ図書の閲覧・貸出の機能を有している。
・図書館は、図書館サービスの基幹施設であり、図書館の設置されていない地区のコミュニティセンターにはサテライト施設として図書室が設置されている。
・基幹施設及びサテライト施設により、全市域をカバーしている。
・基幹施設である図書館については、他施設との複合化等により、集客施設としてにぎわいが創出されている事例が他都市で見受けられる。

④ 生涯学習機能

・全市利用施設の生涯学習センター、勤労福祉会館、産業交流プラザ、中エリア施設のコミュニティセンターでは、それぞれ学習・講座等の生涯学習機能を有している。
・各種講座については、民間のカルチャーセンター等との一部機能重複がある。

⑤ その他

・一部施設では、横須賀市外からの利用もある。
・施設ごとに定められている設置目的が、実際の使用方法や機能と一致していない状況が見受けられる。

第３章　ＦＭ戦略プラン推進の基本的な考え方

「横須賀再興プラン」で示した「目指すまちづくりの３つの方向性」を実現するために、公共施設をどのようにしていくかを検討していくにあたっての、基本的姿勢、基本方針を定めます。

１　基本的姿勢

ポイント１　まちづくり（都市計画）の視点

誰もが利用者となり得る公共施設は、どこにどのような施設があるべきかという「配置」についても、まちづくり、特に都市計画と重要な関連があります。

本市の土地利用の将来像については、「都市計画マスタープラン」で、「拠点ネットワーク型都市づくり」と「都市魅力の創造」を基本的な考え方として示しています。さらに、「拠点ネットワーク型都市づくり」を具体化する「立地適正化計画」で、コンパクトで利便性の高い都市づくりに向けた考え方を示しています。

公共施設の配置は、これらの考え方と整合を図っていきます。

ポイント２　施設が持つ機能

公共施設は、行政が使用目的を定めて設置していますが、実際の利用は必ずしもそのとおりにはなっていない状況があります。

このため、単に個別の施設を存続するのか、あるいは廃止するのかということではなく、まずは機能がどうあるべきかということを考えていくことが大切です。

また、新たな機能が必要と判断されれば、そうした機能を持つ施設を設置していくことも検討していきます。

ポイント３　市民協働

公共施設は、まちづくりを実現するための重要なツールです。このため、施設がどのように使われ、どういった機能を持っているか、そしてどのように配置するべきかということについて、市民ニーズを踏まえて検討を進めます。

また、この計画に基づき、個別施設の配置や規模等、地域における具体的な施設のあり方、姿を決定していく段階では、そのサービスを享受する地域住民との意見交換を行うなど、市民協働の視点を持って取り組んでいきます。

２　基本方針

基本方針 1　地域コミュニティの再生に寄与する拠点づくりを推進する

少子高齢化や核家族化、価値観の多様化などを背景に、地域コミュニティの希薄化が進み、横須賀の特性であった住民同士の支え合いの機能が低下しています。

このため、地域コミュニティの再生に向けて、学校や行政センター等の地域の核となっている施設に他の公共施設を集約し、地域の拠点として多様な世代が集う公共施設としていきます。

基本方針 2　複合化等により、機能を充実させながら施設総量の適正化を図る

設置目的は異なるものの類似機能を持つため同じように使われている施設、利用率が低く、より効率的な使い方が求められる施設などがあります。

多用途な使い方を可能にすることや、集約、複合化を進めることで、より利便性の高い施設を配置していきます。単に廃止、縮小を行うのではなく、これらの取組みを進めることで、機能を充実させながら施設総量の適正化を図ります。

基本方針 3　民間との協働による取組みを推進する

公共施設の配置は、まちづくりの基本であり、行政だけで完結できるものではありません。

公共施設の再編等にあたっては、施設の建設・改修・運営・維持管理に関する民間との連携や、民間施設の活用、再開発への参画等、最小費用で最大効果が得られるように取り組みます。

基本方針 4 ライフサイクルコストの縮減を図る

施設を設置・運営する場合には、建設費はもちろんのこと、それを維持する費用も含めて経費のあり方を考えていかなければなりません。

施設利用者の安全確保は当然のこととして、さらに施設の長寿命化や更新施設の建設費縮減、施設の維持管理費の縮減等、公共施設にかかる様々な費用の縮減を図ります。

基本方針 5 利用料金の見直しや施設の売却・貸付等により財源の確保を図る

施設の維持・更新には、多額の経費が必要となりますが、その経費だけに着目することは、一面的な議論となってしまうおそれがあります。

このため、適正な利用料金のあり方や集約後に生じる未利用施設の売却・貸付等により得られる収入面についても、視野を広げてその可能性を検討し、財源の確保を図ります。

第４章　施設の将来像

公共施設の将来像（検討の方向性）について、次のとおり整理します。各施設は、これらの将来像に基づき、再編の検討を具体的に進めていきます。

１　まちづくりの方向性と施設の将来像

理想とするまちづくりを目指すために、「ＦＭ戦略プラン」により、公共施設の将来像を定め、それに向けた取組みを進めます。

本市では、「横須賀再興プラン」で、中長期の視点として「目指すまちづくりの３つの方向性」を定めた上で、市民に新しい横須賀の姿をイメージしてもらい、まちの将来に希望を持ってもらうための取組みを進めています。

こうした中、横浜 DeNA ベイスターズ総合練習場の設置、横浜Ｆ・マリノス練習場の誘致などのスポーツによるにぎわいづくりや、地域コミュニティの拠点づくりとしてコミュニティ機能の学校への集約の検討、民間との連携による市街地再開発事業など、まちづくりを進めるための事業が既にスタートしています。

本章では、再興プランの目指すまちづくりの方向性の中で、特に公共施設のあり方に深く関連がある「Ⅱ 音楽・スポーツ・エンターテイメント都市」及び「Ⅲ 個性ある地域コミュニティのある都市」の具体的なイメージと公共施設の機能との関連から、28・29 頁のとおり３つのカテゴリーに分類し、公共施設の将来像を示します。

また、これら３つのカテゴリーに該当しない施設の将来像については、施設の機能との関連から、30 頁のとおり６つのカテゴリーに分類して示すこととします。

横須賀再興プラン「目指すまちづくりの方向性」によるカテゴリー分類

▼音楽・スポーツ・エンターテイメント都市

（１）スポーツによるまちの再興

［再興プランにおけるまちづくりのイメージ］
　スポーツの拠点・施設の充実を図り、市内の至る所で「さまざまな競技種目のトップアスリートが活躍する姿を見ることができる」「トップアスリートとふれあう機会」「ふれあった子どもたちが『やってみたい』と思える」など市民が楽しめる環境を充実させていくとともに、子どもたちが地域や学校でプロスポーツ選手・コーチたちから指導してもらう機会の充実を図っていきます。
　市民が楽しめる、誇りや愛着の持てる環境を充実させるとともに、市外からの集客を促進し、スポーツによるまちづくりを進めていきます。

これらのまちづくりに資する公共施設を「スポーツの場」と分類します。

（２）音楽・エンターテイメント（ワクワク、楽しくなるまちへの取組み）

［再興プランにおけるまちづくりのイメージ］
　猿島など横須賀の地域資源を生かし、既存施設や新たな拠点を活用したさまざまな「音楽」「アート」「ダンス」イベントの開催、これらと「スポーツ」のそれぞれが持つ魅力を融合させたイベントを開催し、多くの市民がワクワク・ドキドキ楽しめる機会を提供するとともに、市外からの集客を促進していきます。

これらのまちづくりに資する公共施設を「文化・学びの場」と分類します。

▼個性ある地域コミュニティのある都市

（３）小学校を地域の拠点とした世代間共生によるまちづくり
（モデル校での取組み）

［再興プランにおけるまちづくりのイメージ］
本市の特性である地域の結びつきを後世につなげていくため、小学校の施設を活用し、地域コミュニティ機能を集約するなど、子どもから高齢者までさまざまな世代が交流でき、学校・地域住民が一体となった取り組みができる拠点づくりを進めます。

これらのまちづくりに資する公共施設を「社会の場」と分類します。

【「目指すまちづくりの方向性」に関連する機能と施設カテゴリーの関係】

横須賀再興プランの目指すまちづくりの方向性	まちづくりに必要な公共施設の機能	将来像を検討するための施設カテゴリー名称
音楽・スポーツ・エンターテイメント都市	・スポーツ（屋内外運動施設、屋内外プール等）	（１） スポーツの場
	・ホール（コンサート、演劇等） ・貸室（文化・芸術、音楽活動等） ・生涯学習 ・美術館 ・博物館等 ・図書館	（２） 文化・学びの場
個性ある地域コミュニティのある都市	・貸室（会議、集会、イベント等） ・居場所（多世代が自由に集える場） ・市民活動支援	（３） 社会の場
―	・上記以外の機能	（４） 市民生活機能

前頁「目指すまちづくりの方向性」に該当しない施設は、前頁までのカテゴリーに続けて「（４）市民生活機能」とし、以下のとおり細分類します。

【「（４）市民生活機能」における施設カテゴリー細分類】

まちづくりに必要な公共施設の機能	将来像を検討するための施設カテゴリー細分類
・子育て支援	（４）－①　子育ての場
・学校教育等 ・職業教育	（４）－②　教育の場
・病　　院 ・医　　療 ・保健・福祉	（４）－③　保健・福祉の場
・斎　　場 ・墓　　地 ・駐輪場 ・住　　宅	（４）－④　暮らしの場
・レクリエーション	（４）－⑤　憩いの場
・行　　政	（４）－⑥　行政機能

次頁以降では、29・30 ページで示した「将来像を検討するための施設カテゴリー」に基づき、公共施設の将来像を分類して示します。

２　カテゴリー別に見た将来像

カテゴリー（１）	スポーツの場

該当する機能	（ア）スポーツ 【屋内運動施設、屋外運動施設附帯機能、屋内プール、屋外プール】
将　来　像（カテゴリー共通）	
・他の公共施設や民間での代替えが可能な場合は、集約、統合を進めます。 ・効率的な施設運営により維持管理費の縮減を図ります。	
将　来　像（機　　能　　別）	
（ア）スポーツ 【屋内運動施設､屋外運動施設附帯機能、屋内プール】	・大会の誘致など、スポーツによるまちの再興を図るため、スポーツの拠点、施設の維持、充実を図ります。 ・スポーツ専用施設は大きな面積の土地を必要とする施設であり、引き続き大エリアに配置することとします。
（ア）スポーツ 【屋外プール】	・公園プールは、学校プールや民間施設の状況を踏まえ、段階的に機能移転を進めます。

【 参考 上記カテゴリーに関連する機能を持つ既存施設】

利用者エリア	名　　称	保　有　機　能
全市利用	総合福祉会館	◇貸　室 【軽運動等】
	青少年会館	◇貸　室 【軽運動等】
大エリア	健康増進センター	◇スポーツ 【屋内運動施設、屋内プール】
	体育会館 北体育会館（プール） 総合体育会館（メイン） 総合体育会館（サブ・プール） 南体育会館 くりはま花の国プール 西体育会館 佐島の丘温水プール	◇スポーツ 【屋内運動施設、屋内プール等】
	運動公園施設 （８施設）	◇スポーツ 【屋外運動施設附帯機能】

利用者エリア	名　　称	保　有　機　能
中エリア	公園プール （6 施設）	**◇スポーツ** 【屋外プール】
	学校【体育館・プール開放】 小学校 （46 施設） 中学校 （23 施設）	**◇スポーツ** 【屋内運動施設、屋外プール等】
	コミュニティセンター （22 施設）	**◇貸　室** 【軽運動等】
	青少年の家 （14 施設）	**◇貸　室** 【軽運動等】

カテゴリー（２）	文化・学びの場

該当する機能	（ア）ホール、（イ）貸室、（ウ）生涯学習、（エ）美術館、（オ）博物館等、（カ）図書館
将　来　像（カテゴリー共通）	
・多くの市民が音楽やアートなど文化を楽しめるよう施設を維持するとともに、空きスペースの有効活用や多用途に使えるスペースを設けるなどにより、機能の充実を図ります。 ・効率的な施設運営のため、民間事業者のノウハウを活用する等、様々な管理手法を検討します。	
将　来　像（機　　能　　別）	
（ア）ホール	・集客にも資する全市利用施設は、中心市街地や地域拠点に配置することとします。 ・民間施設も含め、現状では一般開放されていないホール機能を持つ施設の活用を検討します。
（イ）貸　室	ー
（ウ）生涯学習	ー
（エ）美術館	ー
（オ）博物館等	ー
（カ）図書館	・にぎわい創出に資する効果を検証し、他施設との複合化や民間との連携（市街地再開発事業等）を検討します。

【 参考 上記カテゴリーに関連する機能を持つ既存施設】

利用者エリア	名　　称	保　有　機　能
全市利用	芸術劇場	◇**ホール**【コンサート・講演会等の開催】
	文化会館	◇**ホール**【コンサート・講演会等の開催】 ◇**貸室**【文化芸術活動等】
	はまゆう会館	◇**ホール**【コンサート・講演会等の開催】 ◇**貸室**【文化芸術活動等】
	青少年会館	◇**ホール**【演劇活動、文化芸術活動、音楽活動】
	総合福祉会館	◇**貸室**【音楽活動】
	勤労福祉会館	◇**ホール** ◇**生涯学習**【学習・講座等】
	産業交流プラザ	◇**貸室**【文化芸術活動等】 ◇**生涯学習**【学習・講座等】
	生涯学習センター	◇**貸室**【文化芸術活動、音楽活動、図書閲覧・貸出等】 ◇**生涯学習**【学習・講座等】
	横須賀美術館	◇**美術館**
	自然・人文博物館	◇**博物館等**

利用者エリア	名　　称	保　有　機　能
全市利用	馬堀・自然教育園内施設	◇**博物館等**
	天神島ビジターセンター	◇**博物館等**
	長岡半太郎記念館・若山牧水資料館	◇**博物館等**【資料館】
	万代会館	◇**貸室**【文化芸術活動等】 ＊施設の設置経緯等を踏まえ維持することとし、活用方針を検討中
大エリア	図書館 中央図書館 児童図書館 （他全４施設）	◇**図書館**【図書閲覧・貸出、レファレンス等】
中エリア	コミュニティセンター （22 施設）	◇**貸室**【文化芸術活動、音楽活動、図書閲覧・貸出等】 ◇**生涯学習**【学習・講座等】

カテゴリー（３）	社会の場

該当する機能	（ア）貸室、（イ）居場所、（ウ）市民活動支援
将　来　像（カテゴリー共通）	
・中エリア施設では、地域の拠点として学校やコミュニティセンター等を活用することで、より地域に近い配置とし、コミュニティ機能の集約を進めます。	
将　来　像（機　　能　　別）	
（ア）貸　室	・貸室機能については、ニーズに応じた多様な使い方に対応できる施設仕様とします。 ・全市利用の貸室機能については、利用状況を検証し集約を図るとともに、集約に伴う、空きスペースを他のジャンルへの利用に転換を図る等、多様な視点から積極的に活用します。
（イ）居場所	・居場所機能については、世代や個人・団体等を問わず誰もが気軽に利用できるスペースとします。
（ウ）市民活動支援	・市民活動支援については、機能を維持します。

【 参考 上記カテゴリーに関連する機能を持つ既存施設】

利用者エリア	名　　称	保　有　機　能
全市利用	総合福祉会館	◇貸　室 【集会・イベント、会議・サークル、軽運動等】
	勤労福祉会館	◇貸　室 【集会・イベント、会議・サークル、軽運動等】
	産業交流プラザ	◇貸　室 【集会・イベント、会議・学習、軽運動等】
	青少年会館	◇貸　室 【会議・サークル、軽運動等】
	生涯学習センター	◇貸　室 【会議、軽運動等】
	文化会館	◇貸室 【会議・サークル等】
	はまゆう会館	◇貸室 【会議・サークル等】
	万代会館	◇貸室 【会議・サークル等】 ＊施設の設置経緯等を踏まえ維持することとし、活用方針を検討中
	市民活動サポートセンター	◇市民活動支援

利用者エリア	名　　称	保　有　機　能
中エリア	コミュニティセンター （22 施設）	**◇貸　室** 【集会・イベント、会議・サークル、軽運動等】
	老人福祉センター 老人憩いの家 （７施設）	**◇貸　室** 【会議・サークル等】 **◇居場所** 【高齢者の居場所】
	青少年の家 （14 施設）	**◇貸　室** 【会議・サークル、軽運動等】 **◇居場所** 【青少年の居場所】
	学校【校舎・体育館開放】 小学校 （46 施設） 中学校 （23 施設）	**◇貸　室** 【会議・サークル、軽運動等】

カテゴリー（４）	市民生活機能

（４）－① 子育ての場

該当する機能	（ア）子育て支援 【子育て相談、教育・保育、子どもの保健】
将　来　像（カテゴリー共通）	
－	
将　来　像（機　　能　　別）	
（ア）子育て支援 【子育て相談】	・子育て支援（子育て相談）の機能は維持します。
（ア）子育て支援 【教育・保育】	・少子化の進行に伴う将来的な子育てニーズの動向を踏まえ、公立施設と民間施設の役割について検証します。 ・保育園は、「公立保育園再編実施計画」に基づき再編を進め、集約・統合の上、再配置・建替え及び民間への機能移転を図ります。 ・幼稚園は、利用状況や他の公共施設・民間施設の動向等を踏まえ、廃止に向けた検討を進めます。
（ア）子育て支援 【子どもの保健】	・健康福祉センターの機能は維持し、ニーズに合わせた適正な規模、配置とします。

【 参考 上記カテゴリーに関連する機能を持つ既存施設】

利用者エリア	名　　称	保　有　機　能
全市利用	療育相談センター	◇子育て支援 【子育て相談】
大エリア	健康福祉センター （４施設）	◇子育て支援 【子どもの保健】
中エリア	保育園 （11 施設）	◇子育て支援 【教育・保育】
	幼稚園 （２施設）	◇子育て支援 【教育・保育】

（４）－② 教育の場

該当する機能	（ア）学校教育等、（イ）職業教育
将　来　像（カテゴリー共通）	
―	
将　来　像（機　　能　　別）	
（ア）学校教育等	・学校教育機能は必須機能として維持します。 ・小中学校は、具体的な検討地域や時期を定めた「実施計画」を策定し、適正規模・適正配置についての方策を検討します。 ・多様な世代が集う地域コミュニティの拠点づくりを進めるため、コミュニティの再生に資する他の機能との複合化を図ります。
（イ）職業教育	・看護専門学校は、うわまち病院の建替えに合わせて、将来的な方向性を検討します。

【 参考 上記カテゴリーに関連する機能を持つ既存施設】

利用者エリア	名　　称	保　有　機　能
全市利用	総合高校	◇学校教育等
	ろう学校	
	養護学校	
	ゆうゆう坂本相談教室	
	看護専門学校	◇職業教育
中エリア	小学校 （46 施設）	◇学校教育等
	中学校 （23 施設）	

（４）－③ 保健・福祉の場

該当する機能	（ア）病院、（イ）医療、（ウ）保健・福祉
将　来　像（カテゴリー共通）	
－	
将　来　像（機　　能　　別）	
（ア）病　院	・病院の機能は維持します。 ・病院は、地域における公立病院機能の役割を検証し、効率的な病院運営に取り組みます。 ※現在策定中の（仮称）市立病院将来構想と、今後、記載内容の整合を図ります。
（イ）医　療	・医療の機能は維持します。
（ウ）保健・福祉	・老人デイサービスセンターについては、民間への機能移転を進めます。 ・その他の施設の保健・福祉機能は維持し、ニーズに応じた適正な規模、配置とします。

【 参考 上記カテゴリーに関連する機能を持つ既存施設】

利用者エリア	名　　称	保　有　機　能
全市利用	病院 （２施設）	◇病　院
	救急医療センター	◇医　療
	福祉援護センター	◇保健・福祉
	点字図書館	◇保健・福祉
	保健所	◇保健・福祉
	健康安全科学センター	◇保健・福祉
	動物愛護センター	◇保健・福祉
中エリア	老人デイサービスセンター （５施設）	◇保健・福祉

（４）－④ 暮らしの場

該当する機能	（ア）斎場、（イ）墓地、（ウ）駐輪場、（エ）住宅
将　来　像（カテゴリー共通）	
・各施設の機能は維持し、ニーズに応じた適正な規模、配置とします。	
将　来　像（機　　能　　別）	
（ア）斎　場	―
（イ）墓　地	―
（ウ）駐輪場	・駐輪場機能は、需要や採算性などを踏まえ、効率的な運営を行います。
（エ）住　宅	・市営住宅については、「横須賀市市営住宅ストック総合活用計画」に基づき、長期的視野で集約を図ります。

【 参考 上記カテゴリーに関連する機能を持つ既存施設】

利用者エリア	名　　称	保　有　機　能
全市利用	中央斎場	◇斎　場
	公園墓地内施設	◇墓　地
中エリア	自転車等駐車場（６施設）	◇駐輪場
	市営住宅（31 施設）	◇住　宅

（４）－⑤ 憩いの場

該当する機能	（ア）レクリエーション 【遊び、憩い、キャンプ、物販、ハイキングコース休憩施設　等】
将　来　像（カテゴリー共通）	
・本市の魅力を発信する場として、市内外からの集客を図れるよう検討します。	
将　来　像（機　　能　　別）	
（ア）レクリエーション 【遊び、憩い、物販等】	－
（ア）レクリエーション 【キャンプ】	・重複するキャンプ機能は、利用状況を踏まえ、集約・統合を検討します。
（ア）レクリエーション 【ハイキングコース休憩施設】	－

【 参考 上記カテゴリーに関連する機能を持つ既存施設】

利用者エリア	名　　称	保　有　機　能
全市利用	公園施設 （ソレイユの丘、くりは　ま花の国　他全 13 施設）	◇レクリエーション 【遊び、憩い、物販等】
	公園施設 （ソレイユの丘）	◇レクリエーション 【キャンプ】
	田浦青少年自然の家	◇レクリエーション 【キャンプ】
	休憩所 （２施設）	◇レクリエーション 【ハイキングコース休憩施設】

（４）－⑥ 行政機能

該当する機能	（ア）行　政 【行政窓口、消防、教育研究・研修等、相談窓口】
将　来　像（カテゴリー共通）	
・施設の機能は維持し、ニーズに応じた適正な規模、配置とします。	
将　来　像（機　　能　　別）	
（ア）行　政 【行政窓口】	・コンビニ交付など、ICT の活用によるサービス提供のあり方を検証し、行政窓口の縮減を図ります。
（ア）行　政 【消　防】	―
（ア）行　政 【教育研究・研修等】	―
（ア）行　政 【相談窓口】	―

【 参考 上記カテゴリーに関連する機能を持つ既存施設】

利用者エリア	名　　称	保　有　機　能
全市利用	市役所本庁舎	◇行　政 【行政窓口】
	消防局庁舎	◇行　政 【消　防】
	はぐくみかん	◇行　政 【行政窓口】
	児童相談所	◇行　政 【相談窓口】
	教育研究所	◇行　政 【教育研究・研修等】
	デュオよこすか	◇行　政 【相談窓口】
	消費生活センター	◇行　政 【相談窓口】
中エリア	行政センター （９施設）	◇行　政 【行政窓口】
	消防署 （出張所含む　全 13 施設）	◇行　政 【消　防】
	消防団 （35 施設）	◇行　政 【消　防】

第５章　公共施設の更新・再編の手法

前章で示した将来像に基づき公共施設を再編する際には、以下の手法やその効果を踏まえて推進していきます。

１　公共施設の更新・再編の基本的手法

公共施設の更新・再編にあたっては、様々な手法が考えられます。

各施設の将来像を考える上で、再編の具体的な手法や期待できる効果を以下のとおり整理します。

手　法	考え方	集約・複合化対象施設分類	建物の取扱い	考　え　方
①　集　約	類似の用途・機能の施設を1か所に集める	A 機能移転先	ア　維　持	既存建物を使用して集約し維持
			イ　改　修	既存建物を集約の内容に合わせて改修
			ウ　建　替	集約後の需要に応じた規模に建替え
		B 機能移転元	ア　用途転換	既存建物を新たな機能により運営
			イ　売　却	既存建物・用地を売却
			ウ　貸　出	既存建物・用地を民間等に貸し出し
②　複合化	異なる用途・機能の施設を1か所に集める	A 機能移転先	ア　維　持	既存建物を使用して複合化し維持
			イ　改　修	既存の建物を複合化の内容に合わせて改修
			ウ　建　替	複合化後の需要に応じた規模に建替え
		B 機能移転元	ア　用途転換	既存建物を新たな機能に合わせて改修
			イ　売　却	既存建物・用地を売却
			ウ　貸　出	既存建物・用地を民間等に貸し出し
③　維　持	現在の施設を用途・機能をそのままに継続する		ア　維　持	同じ建物をそのまま維持
			イ　建　替	需要に応じた規模に縮小し建替え
④　廃　止	現在の用途・機能を廃止し、残った施設または用地を利活用する		ア　用途転換	既存建物を新たな機能により運営
			イ　売　却	既存建物・用地を売却
			ウ　貸　出	既存建物・用地を民間等に貸し出し
⑤　公民連携の活用	上記①～④を民間活力の活用により実施 【具体例】 ・再開発事業との連携 ・民間施設での公共サービスの提供（民間施設の賃借等　例：役所屋） ・PFI手法、包括委託			

期　待　で　き　る　効　果						
総量縮減	建設コスト縮減	管理運営費縮減	施設の有効活用	利便性向上	財源確保	機能同士の相乗効果
	◎	△	◎	○		
	○	△	○	○		
○	○	○		○		
△	○		○	△		
◎	◎	◎			◎	
			○		◎	
	◎	△	◎	○		○
	○	△	○	○		○
○	○	○		○		○
△	○		○	△		
◎	◎	◎			◎	
			○		◎	
	○					
○		○		△		
△	○		○	△		
◎	◎	◎			◎	
			○		◎	
○	○	○	○	○	○	○

◎＝大きな効果が見込める　○＝効果が見込める　△＝条件によっては効果が見込める

２　再編手法の具体的なイメージ

前記「１　**公共施設の更新・再編の基本的手法**」を具体的な例で示すと、以下のようなイメージとなります。

① 集約

集約とは、複数の類似する用途・機能の施設を集めることです。施設を集約することで、稼働率が向上して施設の有効活用につながるほか、施設総量の縮減効果が期待できることや、それぞれの施設で発生していた維持管理費等の効率化が期待できます。

集約の実施により使われなくなった施設については、施設を他の用途に転換する、施設または施設を除却した後の用地を売却・貸出等することにより、利活用を図ります。

【集約の例】

手法（①-A-ア）＋（①-B-ア）＋（①-B-イ）

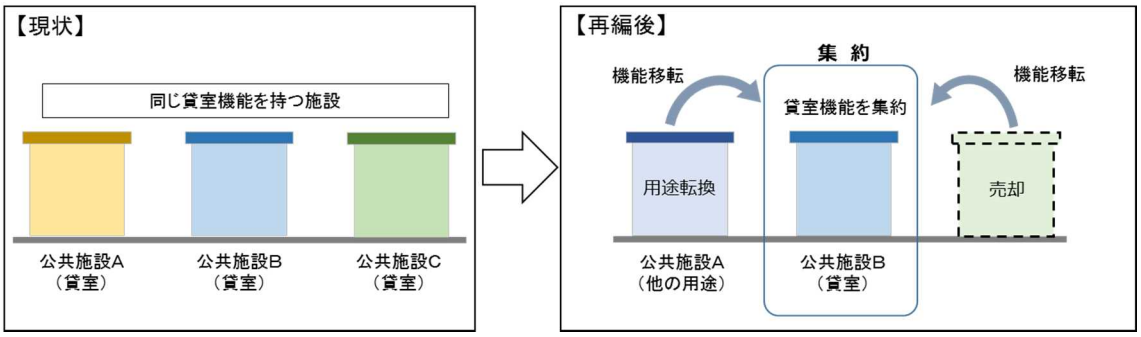

類似の機能を持つ複数の施設を既存の一つの施設へ集約する。機能移転元施設、用地は用途転換、売却し活用する。

手法（①-A-ウ）＋（①-B-ウ）

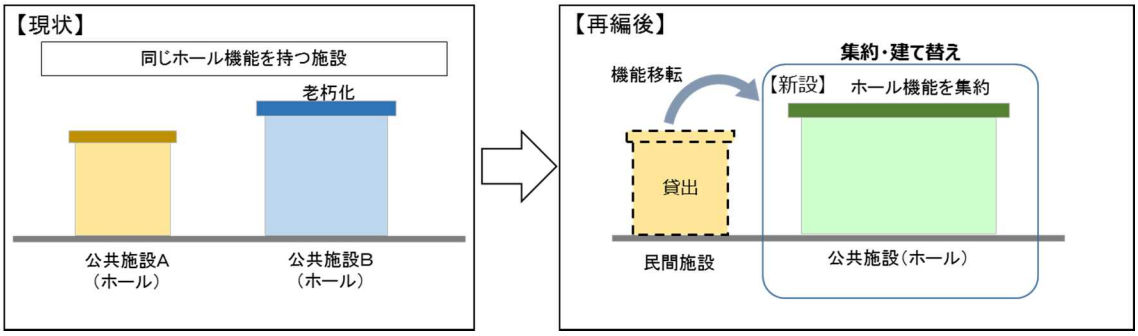

類似の機能を持つ複数の施設を、更新に合わせて一つの施設へ集約する。機能移転元施設、用地は貸出を行い活用する。

※上記の例で表記している（①-A-ア）等の（**丸数字-アルファベット-カタカナ**）は、43 ページの表と連動しています。

② 複合化

複合化とは、当該施設へ複数の異なる用途・機能の施設を集めることです。施設を複合化することで、施設総量の縮減効果が期待できることや、それぞれの施設で発生していた維持管理費等の効率化が期待できます。また、異なる用途・機能が集まることで、機能の連携による相乗効果により利便性の向上等が期待できます。

複合化の実施により使われなくなった施設については、施設を他の用途に転換する、施設または施設を除却した後の用地を売却、貸出等を実施することにより、利活用を図ります。

また、複合化の対象を市施設だけでなく、民間施設や国、県施設など、幅広く考えることで、利便性の向上等の効果がさらに高まることも期待できます。

【複合化の例】

1　学校施設を活用した複合化

手法（②-A-ア）＋（②-B-ウ）

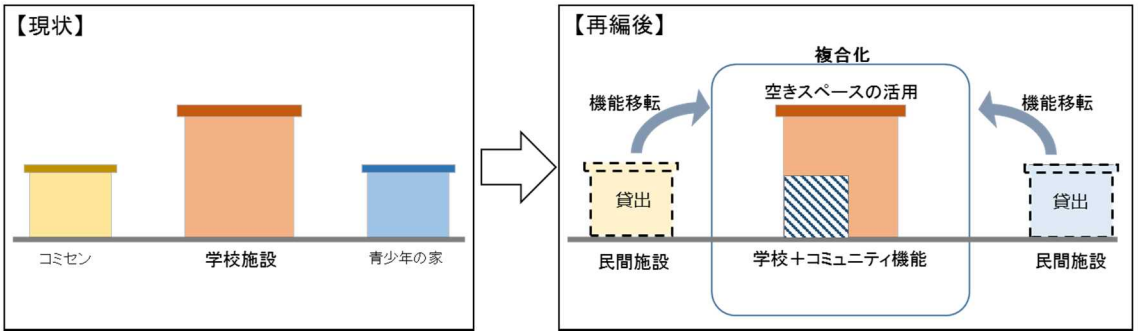

少子化により生じた学校施設の空きスペースに他の公共施設の機能を集約する。機能移転元施設、用地は貸出を行い活用する。

手法（②-A-ウ）＋（②-B-ア）＋（②-B-イ）

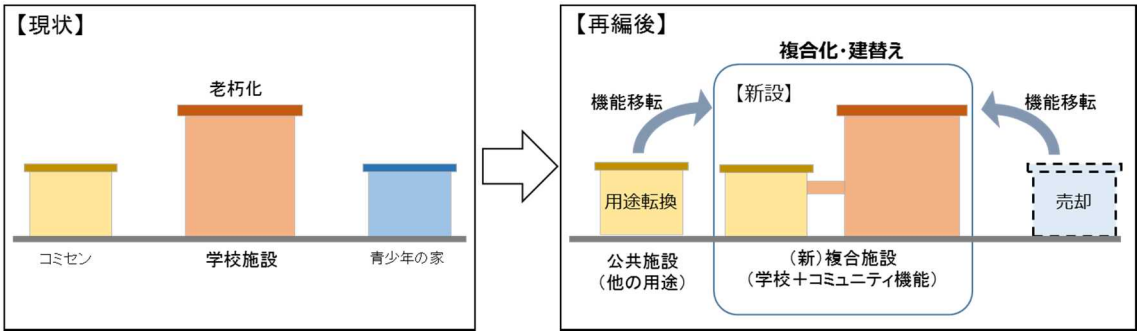

学校施設の更新に合わせて、近隣の公共施設を複合化する。機能移転元施設、用地は用途転換、売却し活用する。

【複合化の例】

２　公共施設を中心とした複合化

手法（②-Ａ-ウ）＋（②-Ｂ-ア）＋（②-Ｂ-イ）＋⑤

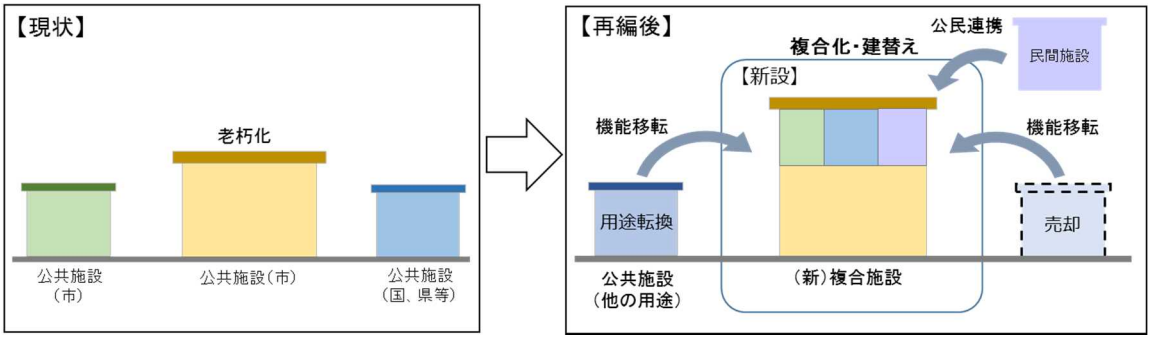

公共施設の更新に合わせて、他の公共施設等の機能を複合化する。機能移転元施設、用地は用途転換、売却し活用する。

手法（②-Ａ-ア）＋（②-Ｂ-ウ）

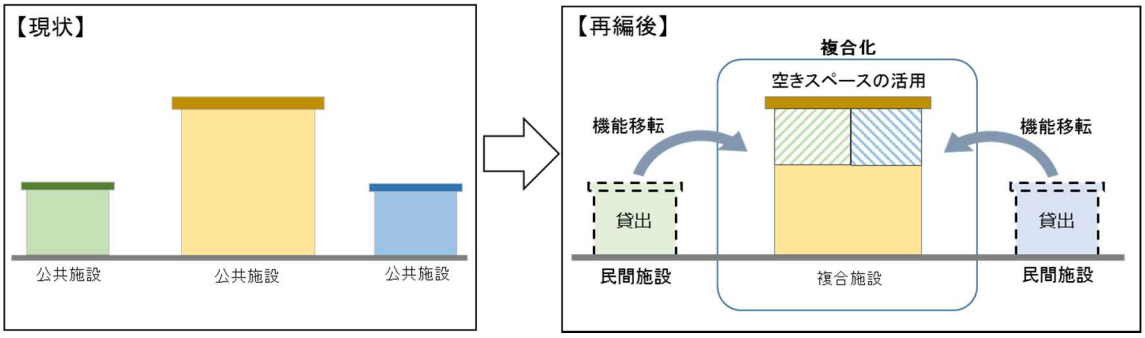

既存の施設の空きスペースに、他の公共施設の機能を複合化する。機能移転元施設、用地は貸出を行い活用する。

③ 維持

維持とは、当該施設の現在の用途・機能を維持することです。適切な保全を行い、施設の長寿命化を図ります。耐用年数を迎えた施設については、適正な規模で建替え、機能を維持します。

施設更新時には規模縮小による施設総量の縮減が期待できます。また、同じ施設を使い続ける時には、建設コストの縮減といった効果が考えられます。

【維持の例】

手法（③-ア）

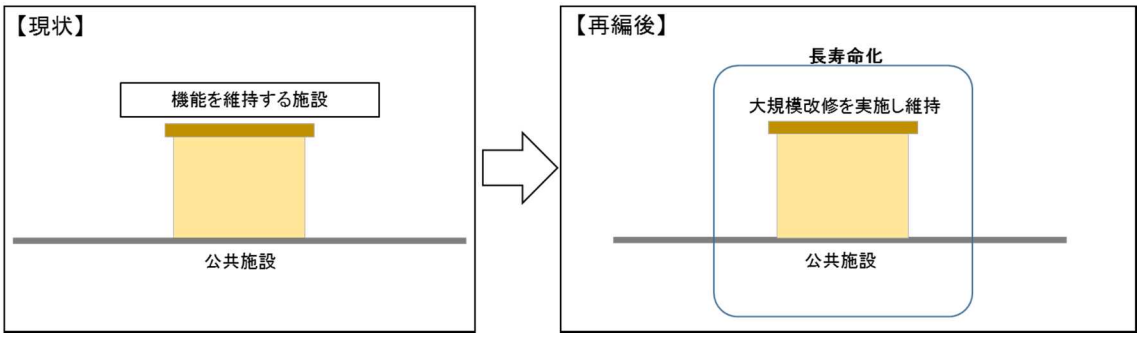

適正な保全工事を行い、施設の長寿命化を図り施設を維持する。

手法（③-イ）

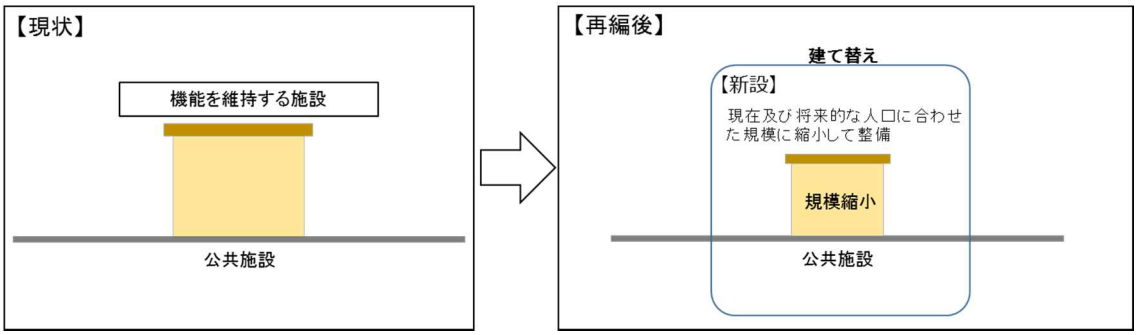

機能を維持する施設について、現在及び将来的な人口に合わせた規模に縮小して整備する。

④ 廃止

廃止とは、当該施設にある現在の用途・機能を廃止することで、複合化によるものは含まれません。

施設の持つ機能が、ａ）民間施設で代替え出来る、ｂ）他のソフト事業で代替え出来る、ｃ）利用率が著しく低い、に該当する場合には、機能の廃止を検討していくものとします。

機能廃止後は、他の用途に転換する、施設・用地の民間への貸付、売却等を行い、施設の有効活用を図ります。民間への貸出や売却等により、新たな収入創出の効果が期待できます。

【廃止の例】

手法（④-ア）

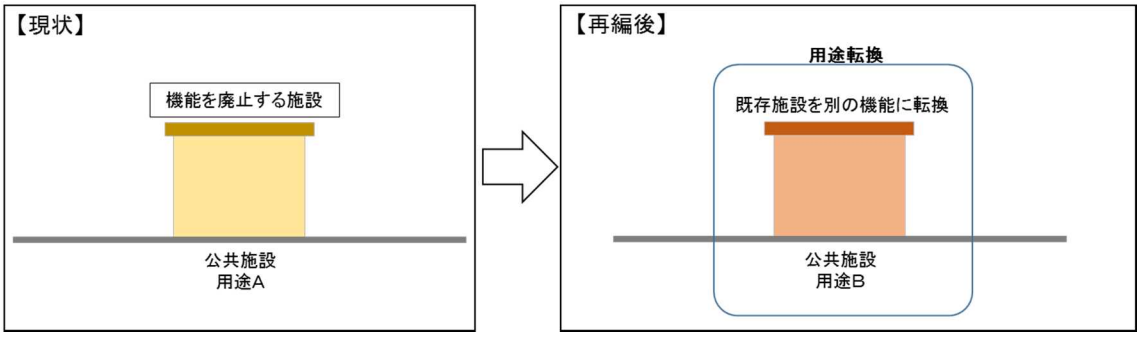

機能を廃止する施設を、他の用途の施設として活用する。

手法（④-イ）、（④-ウ）

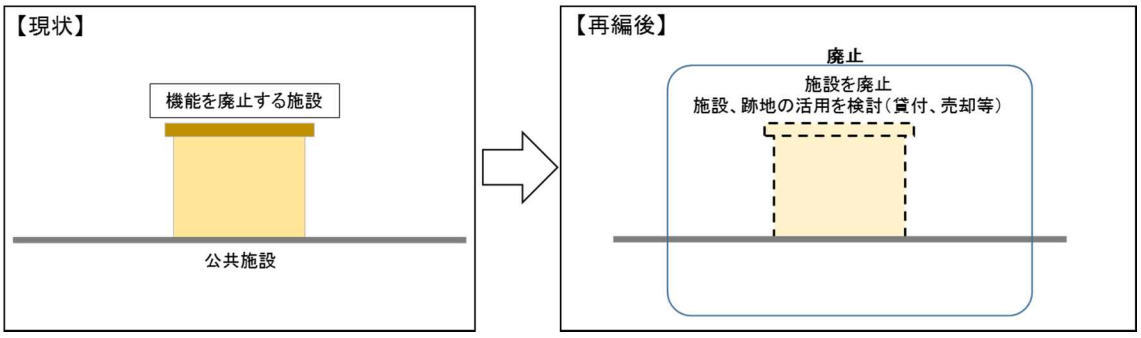

機能を廃止し、その後の施設または用地については、貸出・売却等を行い活用する。

⑤ 公民連携（PPP/PFI）の活用

前頁までの①～④の手法について、民間活力を活用し実施します。民間の資金やノウハウ、技術力等を活用して、効率的な施設整備、維持管理、運営を行うことや、経費面での効率化、サービスの向上を図ります。

【公民連携（PPP/PFI）の活用の例】

1　市街地再開発との連携

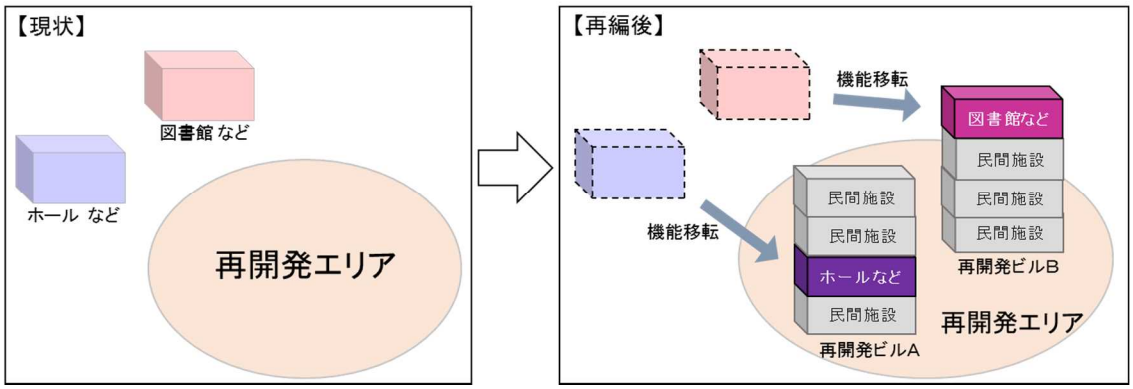

市街地再開発事業の際に、公民連携により施設を整備する。

2　民間施設での公共サービスの提供

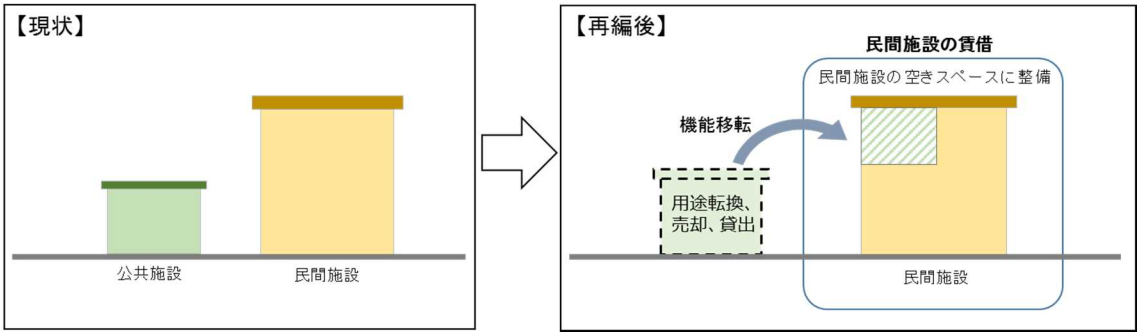

民間施設の空きスペースを賃借し機能を移転する。機能移転元施設は用途転換、売却、貸出等を行い活用する。

3　PFI 手法、包括委託、指定管理者制度等の活用

施設の整備や維持管理について、PFI 手法、包括委託、指定管理者制度等の活用を検討し、建設コスト、維持管理コスト等の縮減を図る。

第６章　公共施設の維持・更新費用の縮減手法

第４章で示した将来像に基づき公共施設を再編する際には、以下の縮減手法についても併せて検討を進めていきます。

記載イメージ

１　施設整備費の縮減手法

（１）施設更新時の整備面積の縮減

施設更新は、これまでの保有規模に合わせて行うのではなく、現在及び将来的に需要が見込まれる規模とする。

・今後の人口規模に合わせた縮減
（建替え需要が多くなる H47 はピーク時の人口と比べ、約 23%減）

・複数施設が持つ機能を１つの施設に集約・複合化することによる縮減

（２）施設整備手法の検討

① リース等による施設整備

施設の整備あたっては、保有ありきで考えるのではなく、需要の変化に柔軟に応じられるように、一部をリースによる整備とする等、他の整備手法も検討

② 既存建物の活用

新築限定はなく、民間からの調達も含めて、既存建物の借用や再利用も整備手法の一つとして検討

（３）ライフサイクルコストを意識

施設整備にあたっては、ライフサイクルコストの軽減を重視した建物仕様とする。

※上記のとおり施設の更新により、面積が現状より縮減されることで、施設維持管理費も必然的に縮減

２　施設維持管理費の縮減手法

（１）管理手法の検討

直営、委託、指定管理等、現状でも様々な管理手法が採用されているが、現状の課題も整理しつつ、民間事業者からの提案も取り入れる等、様々な手法を検討

（２）委託契約等の適正化

維持管理に関する委託業務について、複数施設での包括化や仕様の統一化など、施設維持管理費そのものや関連事務費の縮減に繋がる取組みを検討。

その際には、市内事業者の参入に配慮した適正な規模とする。

３　更新費用の平準化

更新費用については、急激な増減により財政の不安定化を招くことがないよう、推計の額が平均値を下回る 2029 年～2034 年に、2035 年以降の更新について前倒しを行うなど、可能な限りの平準化を実施

【図６－１　更新費用の前倒しイメージ】

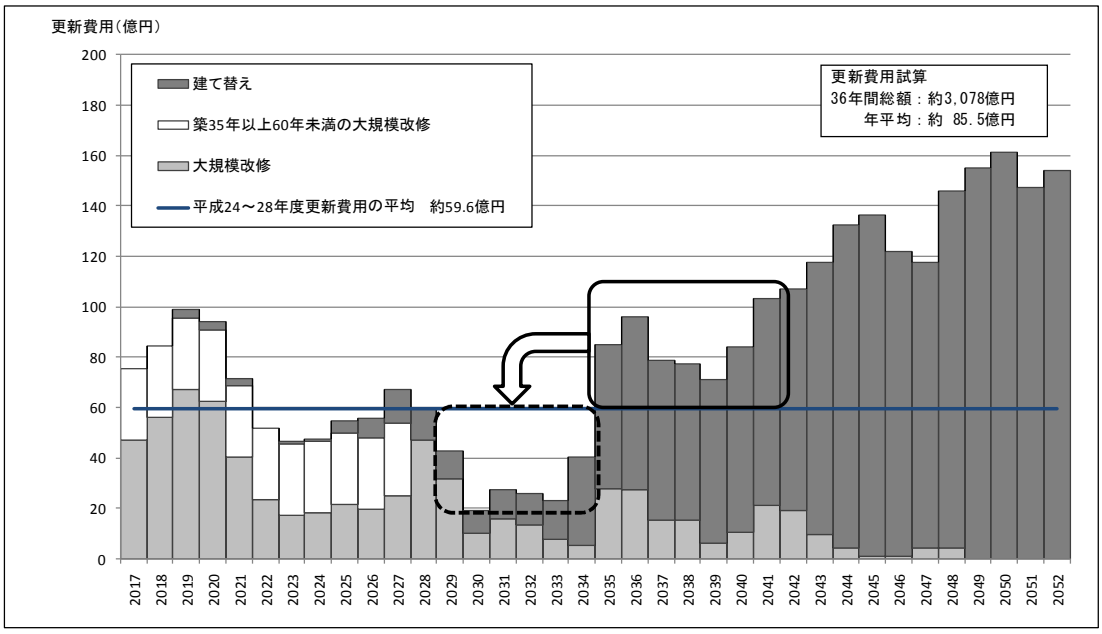

４　縮減目標等（取組みによる効果の推計）

（１）計画期間中の取組みによる効果

前記「１～３」の縮減手法に基づく取組みやリーディングプロジェクトの実行による効果を項目ごとに推計する。

上記を踏まえ、具体的な目標値（推計値）の設定については、外部有識者等で構成される検討委員会での検討を踏まえて行います。

第７章　再編の牽引役となるリーディングプロジェクト

前章までの「更新・再編の手法」や「維持・更新費用の縮減手法」に基づき、「公共施設の将来像」を実現するための計画期間中の具体的な取組みを「リーディングプロジェクト」として定めます。

本章では、第３章で定めた５つの「基本方針」に沿って、「リーディングプロジェクト」を整理します。

記載イメージ

ＦＭ戦略プランの方針を早期に発揮させるための取組み

① 地域コミュニティの拠点づくりに向けた検討

地域での施設のあり方について検討し、学校等へコミュニティ機能を集約する、拠点づくりを検討。検討に際しては、地域単位での市民協働による取組みとする。

② 老朽化施設に対する安全確保の取組み

旧耐震基準で整備された施設の機能について、早期移転を推進

③ 施設利用料等の見直し

民間や本市が提供する同種のサービスとの均衡、施設の適正な管理と安定的な運用の観点から、施設利用料等のあり方について見直しを実施

④ 維持管理費縮減の取組み

施設の維持管理手法や業務委託等の発注規模適正化等の検討

⑤ 民間との協働による取組みの推進

横浜 DeNA ベイスターズ総合練習場の設置、横浜Ｆ・マリノス練習場の誘致推進、本公郷改良アパートＰＦＩ事業等、民間との協働による事業のさらなる推進

⑥ 適正な施設保全の推進

（仮称）公共施設保全計画を策定し、施設の長寿命化を計画的に推進

横須賀再興プランでの取組み

⑦ （仮称）中央こども園の整備

上町、鶴が丘保育園を集約し、認定こども園を中心とした子育て支援機能を持つ拠点として整備

⑧ スクールコミュニティ整備事業

小学校内に、地域活動団体の活動場所を設けるなど、コミュニティ機能の集約を検討

⑨ 市街地再開発事業における公共施設の参画

中心市街地や拠点市街地の活性化を図る中で、公共事業の機能を検証し、まちづくりの推進を図る。

【リーディングプロジェクトと該当する基本方針】

＜基本方針＞

1　地域コミュニティの再生に寄与する拠点づくりを推進する
2　複合化等により、機能を充実させながら施設総量の適正化を図る
3　民間との協働による取組みを推進する
4　ライフサイクルコストの縮減を図る
5　利用料金の見直しや施設の売却・貸付等により財源の確保を図る

	リーディングプロジェクト	該当する基本方針				
		1	2	3	4	5
①	地域コミュニティの拠点づくりに向けた検討	○	○		○	
②	老朽化施設に対する安全確保の取組み			○	○	○
③	施設利用料等の見直し					○
④	維持管理費縮減の取組み				○	
⑤	民間との協働による取組みの推進			○		
⑥	適正な施設保全の推進				○	
⑦	（仮称）中央こども園の整備		○	○	○	○
⑧	スクールコミュニティ整備事業	○	○	○	○	
⑨	市街地再開発事業における公共施設の参画		○	○	○	○

第８章　ＦＭ戦略プランの推進手順・進捗管理

更新・再編の着手時期や検討手順等、ＦＭ戦略プランを実際に推進する際の手順や計画の進捗管理方法については、以下のとおりとすることを基本とします。

記載イメージ

１　更新・再編の検討時期・手順

（１）再編の検討時期

以下の条件に当てはまる施設について、優先的に検討に着手する。

① 耐震性がない等、施設の安全性や老朽度に課題

② 市民のニーズと市の供給のバランスが大きくかい離

③ 周辺地域で再開発案件があるなど、公共施設に影響をもたらす案件が浮上

（２）再編の検討手順

再編を具体的に進めるには、行政のみではなく、地域住民等も協働で取り組むことが必要なため、下記を基本として、取組み内容に応じて進める。

① 第４章の将来像等に基づき、地域単位や機能単位などの検討するための施設のグルーピングを行う。

② そのグループ単位で、市民意見を聴取しながら検討を行う。

＜再編パターンの例＞

a）地域コミュニティ（中エリア）に関連する再編

・地域ごとに、施設のあり方を検討する必要があるため、関連する複数の施設が属する地域の方々や施設利用者等との検討を進める。

・検討時には、市民協働による取組みとなるように、ワークショップ等も実施する。

b）中心市街地や地域拠点（全市、大エリア）での再編

・施設利用者と非利用者の双方から幅広い意見が得られるような検討を行う。

・大規模プロジェクトの場合には、専門的知見を取り入れることも検討する。

⇒これらの検討の結果、グルーピングに課題があった場合には、①に戻ることもあり得る。

③ 合意が図れた時点で予算化、実施に移行

２　進捗管理方法

（１）進捗状況の報告

公共施設マネジメント戦略会議にて、縮減手法の実行状況やリーディングプロジェクトの進捗状況を報告

（２）定期的な見直し

再興プラン（実施計画）の見直し時期に合わせ、リーディングプロジェクトの修正及び追加

＜資料編＞

１　計画策定の経過

（１）市議会ＦＭ戦略プラン審査特別委員会での審査経過
（２）ＦＭ戦略プラン検討委員会での検討経過
（３）公共施設マネジメント戦略会議での検討経過（部会含む）
（４）パブリックコメント手続きの実施結果　　等

２　施設カルテ

【主な記載予定項目】

計画対象施設の設置目的、面積、構造、維持管理費等の基礎的情報